

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会

第4回 総務企画専門委員会



いちご一会とちぎ国体
第77回 国民体育大会 夢を感動へ。感動を未来へ。2022

日時 令和3年2月24日（水）

会場 — （書面により開催）

目 次

■ いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 第4回 総務企画専門委員会

(1) 報告事項	・・・	1
報告第1号	いちご一会とちぎ国体競技別リハーサル大会概要について	・・・ 2
報告第2号	いちご一会とちぎ国体本市開催競技日程等について	・・・ 4
報告第3号	いちご一会とちぎ国体デモンストレーションスポーツ競技会会期について	・ 5
報告第4号	いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会ホームページ等の開設について	・ 6
報告第5号	いちご一会とちぎ国体下野市開催競技会場等設計（リハーサル大会）について	・ 9
(2) 審議事項	・・・	18
審議第1号	いちご一会とちぎ国体 下野市大会運営ガイドライン（案）	・・・ 19
審議第2号	いちご一会とちぎ国体 下野市識別用品整備要項（案）	・・・ 38
審議第3号	いちご一会とちぎ国体 下野市支給物品等配布要項（案）	・・・ 40
審議第4号	いちご一会とちぎ国体 下野市遺失物・拾得物取扱要項（案）	・・・ 41
審議第5号	いちご一会とちぎ国体 下野市保険加入要項（案）	・・・ 55
審議第6号	いちご一会とちぎ国体 下野市観光・おもてなし実施要項（案）	・・・ 58
審議第7号	いちご一会とちぎ国体 下野市歓迎装飾実施要項（案）	・・・ 59
審議第8号	いちご一会とちぎ国体 下野市案内所設置要項（案）	・・・ 60
審議第9号	いちご一会とちぎ国体 下野市休憩所等設置要項（案）	・・・ 62
審議第10号	いちご一会とちぎ国体 下野市売店設置運営要項（案）	・・・ 63

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会

第4回 総務企画専門委員会

次 第

日時 令和3年2月24日（水）

場所 — （書面により開催）

1. 開 会

2. 委員長あいさつ

3. いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 第4回 総務企画専門委員会

（1）報告事項

- 報告第1号 いちご一会とちぎ国体競技別リハーサル大会概要について
- 報告第2号 いちご一会とちぎ国体本市開催競技日程等について
- 報告第3号 いちご一会とちぎ国体デモンストレーションスポーツ競技会会期について
- 報告第4号 いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会ホームページ等の開設について
- 報告第5号 いちご一会とちぎ国体下野市開催競技会場等設計（リハーサル大会）について

（2）審議事項

- 審議第1号 いちご一会とちぎ国体 下野市大会運営ガイドライン（案）
- 審議第2号 いちご一会とちぎ国体 下野市識別用品整備要項（案）
- 審議第3号 いちご一会とちぎ国体 下野市支給物品等配布要項（案）
- 審議第4号 いちご一会とちぎ国体 下野市遺失物・拾得物取扱要項（案）
- 審議第5号 いちご一会とちぎ国体 下野市保険加入要項（案）
- 審議第6号 いちご一会とちぎ国体 下野市観光・おもてなし実施要項（案）
- 審議第7号 いちご一会とちぎ国体 下野市歓迎装飾実施要項（案）
- 審議第8号 いちご一会とちぎ国体 下野市案内所設置要項（案）
- 審議第9号 いちご一会とちぎ国体 下野市休憩所等設置要項（案）
- 審議第10号 いちご一会とちぎ国体 下野市売店設置運営要項（案）

（3）その他

4. 閉 会

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会
第4回 総務企画専門委員会

報 告 事 項



報告第1号

いちご一会とちぎ国体競技別リハーサル大会の概要について（令和3年）

1 目的

いちご一会とちぎ国体の開催に備えて、競技会の運営能力の向上と市民の国体や競技に対する機運の醸成を図るため、県、競技団体及び関係機関等と協力して開催する。

2 大会運営

大会の運営は、原則として国体に準じて実施するものとする。

3 競技大会及び日程

(1) ハンドボール競技リハーサル大会

◆大会名 第26回ジャパンオープンハンドボールトーナメント

▶日本ハンドボールリーグ（JHL）に所属していない社会人チームを対象として、全国各ブロック予選を勝ち抜いたチーム及び開催地代表を加えた男子32チーム、女子16チームが参加し、トーナメント方式で優勝を争う大会。

上位チームには日本ハンドボール選手権大会への出場権が与えられる。

◆競技日程・会場

市町	会場	期 日			
		8/11	8/12	8/13	8/14
		水	木	金	土
栃木市	マルワ・アリーナとちぎ	●	●	●	●
	日立栃木体育館	●	●		
下野市	下野市石橋体育センター	●	●	●	
野木町	野木町立野木中学校体育館	●			

◆下野市日程詳細（仮）

	8/11（水）	8/12（木）	8/13（金）
下野市石橋体育センター	成年女子1回戦	成年女子準々決勝	成年女子3位決定戦
	9:30~10:45	9:30~10:45	9:30~10:45
	11:05~12:20	11:05~12:20	成年女子決勝
	12:40~13:55	12:40~13:55	11:05~12:20
	14:15~15:30	14:15~15:30	成年女子 表彰式
	成年男子1回戦	成年女子準決勝	12:40~13:30
	15:50~17:05	15:50~17:05	
	17:25~18:40	17:25~18:40	

(2) サッカー競技リハーサル大会

◆大会名 第57回全国社会人サッカー選手権大会

➤日本プロサッカーリーグ(Jリーグ)と日本フットボールリーグ(JFL)の所属チームを除く日本サッカー協会第1種登録の社会人チームを対象として、全国9地域の代表及び開催地代表を加えた男子32チームが参加し、トーナメント方式で優勝を争う大会。上位3チームには、地域チャンピオンズリーグへの出場権が与えられる。

◆競技日程・会場

市町	会場	期 日				
		10/9	10/10	10/11	10/12	10/13
		土	日	月	火	水
宇都宮市	栃木県グリーンスタジアム				●	●
	宇都宮市河内総合運動公園陸上競技場	●				
さくら市	さくら市総合運動公園さくらスタジアム	●	●			
矢板市	矢板運動公園陸上競技場	●	●			
	矢板運動公園サッカー場	●				
那須塩原市	那須塩原市青木サッカー場グラウンドB	●	●			
真岡市	真岡市総合運動公園陸上競技場	●		●		
下野市	下野市大松山運動公園陸上競技場	●		●		
益子町	益子町南運動公園陸上競技場	●	●			

◆下野市日程詳細

	10/9 (土)	10/10 (日)	10/11 (月)	10/12 (火)	10/13 (水)
大松山運動公園 陸上競技場	1回戦 11:00~13:00 13:30~15:30		準々決勝 11:00~13:00 13:30~15:30		

報告第2号

いちご一会とちぎ国体本市開催競技日程等について（令和4年）

○サッカー競技（少年男子）

地区予選（国体ブロック大会）を勝ち抜いたチームと開催都道府県チームを加えた、24チームが参加し、トーナメント方式で優勝を争う。

会場	1日目 10/2（日）	2日目 10/3（月）	3日目 10/4（火）	4日目 10/5（水）	5日目 10/6（木）
真岡市総合運動公園 陸上競技場	【1回戦】 【1回戦】	【2回戦】 【2回戦】	【準々決勝】 【準々決勝】		【3位決定戦】 【決勝】
真岡市総合運動公園 サッカー場	【1回戦】 【1回戦】	【2回戦】 【2回戦】 【2回戦】			
下野市大松山運動公 園陸上競技場	【1回戦】 【1回戦】		【準々決勝】 【準々決勝】	【準決勝】 【準決勝】	
益子町南運動公園陸 上競技場	【1回戦】 【1回戦】	【2回戦】 【2回戦】 【2回戦】			

○ハンドボール競技（全種別）【仮】

地区予選（国体ブロック大会）を勝ち抜いたチームと開催都道府県チームを加えた、成年男子（16チーム）、成年女子（19チーム）、少年男子（19チーム）、少年女子（16チーム）が参加し、トーナメント方式で優勝を争う。

会場	1日目 10/6（木）	2日目 10/7（金）	3日目 10/8（土）	4日目 10/9（日）	5日目 10/10（月祝）
マルワ・アリーナ とちぎ	【成女1回戦】 【成男1回戦】 【 " 】 【 " 】 【 " 】	【少男2回戦】 【成男準々決勝】 【 " 】 【 " 】 【 " 】	【少男準々決勝】 【 " 】 【成男準決勝】 【 " 】	【少男準決勝】 【 " 】 【成男3位決定戦】 【成男決勝戦】	【少男3位決定戦】 【少男決勝戦】
日立栃木体育館	【成女1回戦】 【少女1回戦】 【 " 】 【 " 】	【成女2回戦】 【 " 】 【 " 】 【 " 】			
学校法人國學院 大學栃木学園第 二体育館	【少男1回戦】 【 " 】 【 " 】	【少女2回戦】 【 " 】 【 " 】 【 " 】			
下野市石橋体育 センター	【成女1回戦】 【成男1回戦】 【 " 】 【 " 】 【 " 】	【成女2回戦】 【 " 】 【 " 】 【少女準々決勝】 【 " 】	【成女準々決勝】 【 " 】 【 " 】 【 " 】	【成女準決勝】 【 " 】 【少女3位決定戦】 【少女決勝戦】	【成女3位決定戦】 【成女決勝戦】
野木町立野木中 学校体育館	【少女1回戦】 【 " 】 【 " 】 【 " 】 【 " 】	【少男2回戦】 【 " 】 【 " 】 【少女準々決勝】 【 " 】	【少男準々決勝】 【 " 】 【少女準決勝】 【 " 】		

報告第3号

いちご一会とちぎ国体デモンストレーションスポーツ競技会会期について

いちご一会とちぎ国体デモンストレーションスポーツ（キンボールスポーツ）の競技会会期について、栃木県キンボールスポーツ連盟との協議の結果、下記のとおり、県実行委員会へ報告しました。

今後、県実行委員会専門委員会において、競技会会期（案）の審議・承認後、県実行委員会常任委員会へ報告され（令和3年2月頃）、正式決定となります。

記

1 デモンストレーションスポーツ競技会会期

競技名	キンボールスポーツ
実施日	令和4(2022)年9月17日（土）

報告第4号

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会公式ホームページ等の開設について

1) 名称

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会公式WEBサイト
(URL <https://shimotsuke-tochigikokutai2022.jp/>)

2) 目的

いちご一会とちぎ国体に向けて、準備状況等に関する情報発信やPRを広く行い、本大会及び前年度競技別リハーサル大会の周知と開催に向けた機運醸成を図る。

3) 開設日

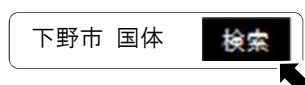
令和3年1月13日(水)

4) 掲載情報

大会概要/開催競技/競技会場/競技日程/実行委員会/
協賛企業/ボランティア/市観光情報
国体応援メッセージ/大松山運動公園 空撮動画(トップページ)
インフォメーション(市民活動/イベント情報/お知らせ広報活動/入札情報)等

5) その他SNS

Twitter	アカウント名: いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 URL: https://twitter.com/shimotsuke_kkt
Instagram	アカウント名: いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 URL: https://instagram.com/shimotsuke_kkt
YouTube	アカウント名: いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 URL: https://www.youtube.com/channel/UC-4RoxgLqyj4XosrD6bo4g





大松山運動公園の空撮動画が再生されます。

広瀬市長からの
国体メッセージ



本開催まで あと 649 日

本市に縁のある方々からいただいた
応援メッセージ動画を公開しています。



本市開催競技案内



実行委員会活動内容



実行委員会会議等開催状況



協賛企業一覧



報告第5号

いちご一会とちぎ国体下野市開催競技会場等設計（リハーサル大会）について

いちご一会とちぎ国体下野市開催競技会場等設計（リハーサル大会）が完了しましたので、報告します。

(1) 第26回ジャパンオープンハンドボールトーナメント

本市開催期日 令和3年8月11日（水）・12日（木）・13日（金）

(2) 第57回全日本社会人サッカー選手権大会

本市開催期日 令和3年10月9日（土）・11日（月）

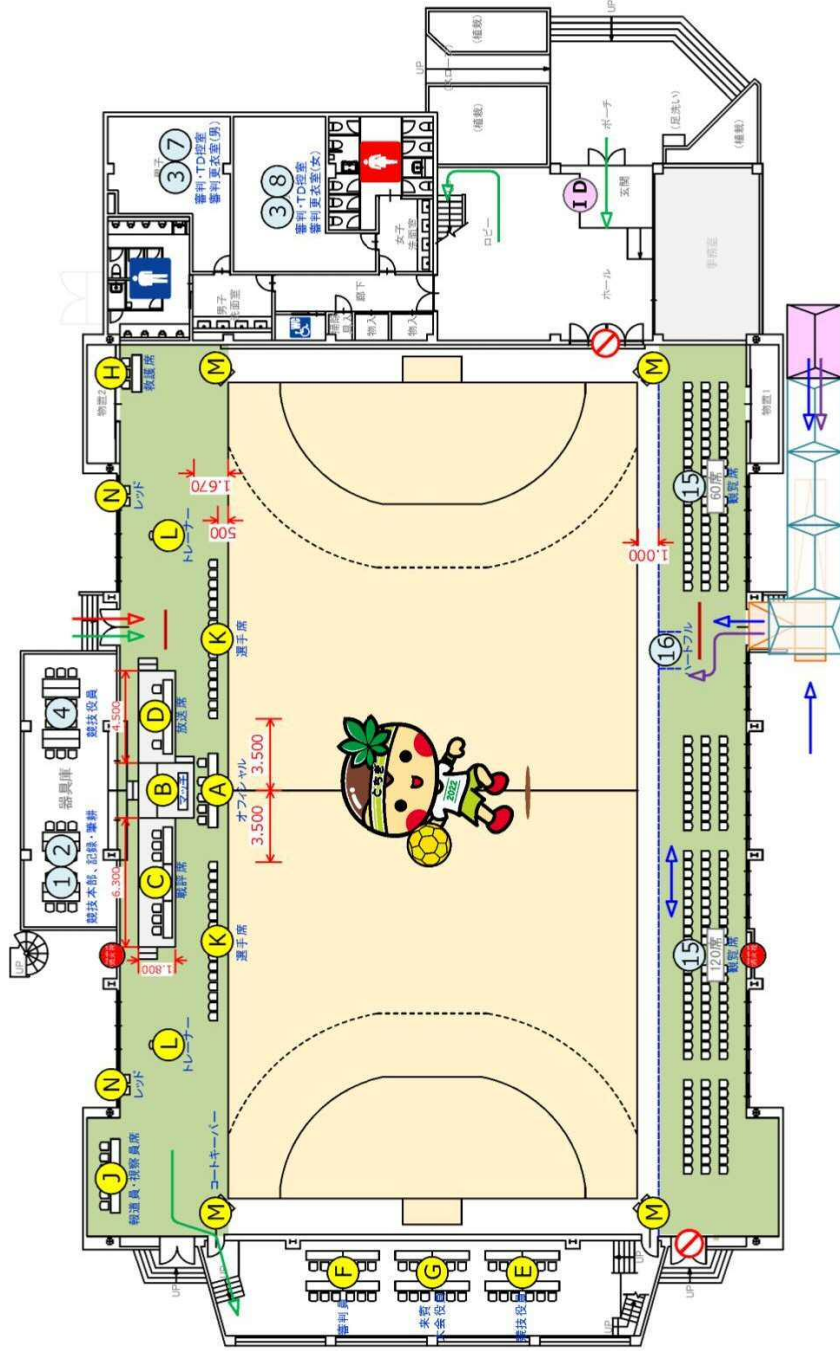
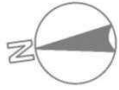
※ハンドボール・サッカーとも、現時点では、有観客を想定し、新型コロナウイルス対策として、検温所、外部待機所等を設定しています。

しかしながら、今後の感染状況、イベント開催時のガイドライン、競技団体等のガイドライン、及び共催市町との調整において、無観客で開催する場合も考えられます。

その際は、観客席のほか、おもてなしコーナー、ドリンクコーナー、売店の設置等を取りやめたり、臨時駐車場を設定しないなど、競技運営以外の仮設物は大幅な見直しが必要となると考えられます。

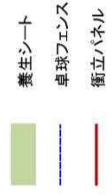
いちご一会とちぎ国体下野市開催競技会場等設計（リハーサル大会）については、現時点での設計となり、今後変更することがありますのでご了承ください。

各委員の皆さまとは、随時情報共有を行いながら、リハーサル大会の開催準備を進めていきますので、よろしく願いいたします。



NO	施設名	座席数
A	オフロシャワー	座席
B	マッチャバイザー	座席
C	戦評・公式記録	座席
D	競技役員	座席
E	審判	座席
F	審判・大会役員	座席
G	審判員	座席
H	審判員・役員	座席
J	報道員・役員	座席
K	選手	座席
L	トレーナー	座席
M	コートキーパー	座席
N	レフト	座席

NO	施設名	座席数	施設名	NO	施設名	座席数
1	競技本部・審判室	15	ドリンクコーナー(選手)	27	エコステーション	
2	審判員・T D 控室	16	一般観覧席	28	環境美化係	控室
3	競技役員控室	17	ハートフル	29	競技会係	控室
4	審判員控室	18	受付案内所(選手・監督)	30	ボランティア	控室
5	審判員・大会役員控室	19	受付案内所(行政・競技団体)	31	輸送係	控室
6	審判員・役員控室	20	プロگرام販売所	32	消防係	控室
7	男子審判員更衣室	21	成績掲示板・記録速報所	33	ごみ収集係	控室
8	女子審判員更衣室	22	教務補助	34	駐車場係	控室
9	実技補助	23	引換所	35	シャトルバス	控室
10	選手段手	24	売店	36	タクシー	控室
11	コートキーパー	25	ドリンクコーナー	37	喫煙	控室
12	レフト	26	おもてなしコーナー	38	仮設	控室
13				39	トイレ	

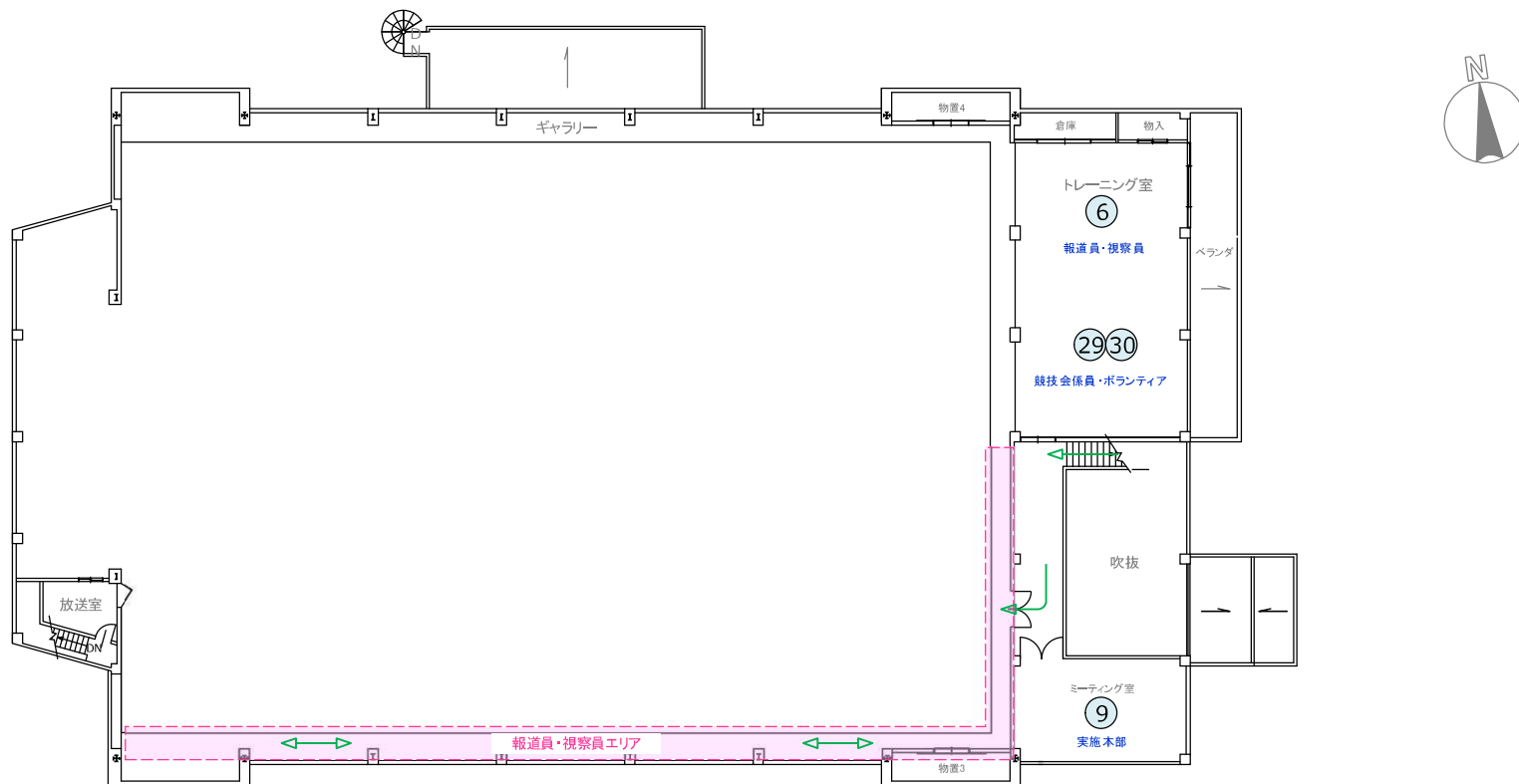


いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会



競技名 第26回ジャパンオープンハンドボールトーナメント
 図面名 会場配置図(石橋体育センター1F)

縮尺 S=1/250(A3)
 修正日 2020/12/02



NO	施設名
A	オフィシャル席
B	マッチバイザー席
C	戦評・公式記録席
D	放送席
E	競技役員席
F	審判員席
G	来賓・大会役員席
H	救護席
J	報道員・視察員席
K	選手席
L	トレーナー席
M	コートキーパー席
N	レッドカード席

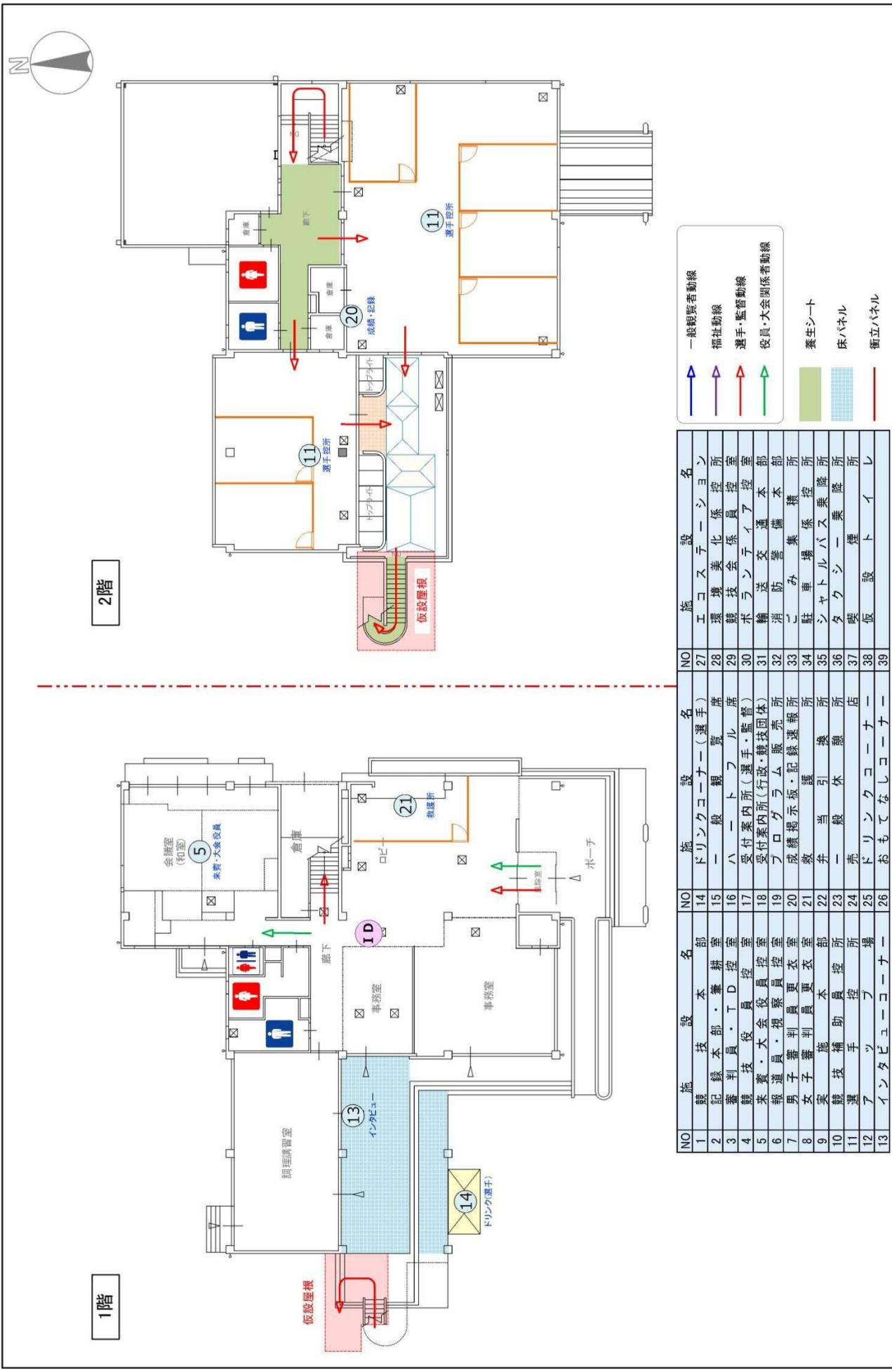
NO	施設名
1	競技本部
2	記録本部・筆耕室
3	審判員・TD控室
4	競技役員控室
5	来賓・大会役員控室
6	報道員・視察員控室
7	男子審判員更衣室
8	女子審判員更衣室
9	実施本部
10	競技補助員控室
11	選手控室
12	アツプ場
13	インタビューコーナー

NO	施設名
14	ドリンクコーナー(選手)
15	一般観覧席
16	ハートフル席
17	受付案内所(選手・監督)
18	受付案内所(行政・競技団体)
19	プログラム販売所
20	成績掲示板・記録速報所
21	救護所
22	弁当引換所
23	一般休憩所
24	売店
25	ドリンクコーナー
26	おもてなしコーナー

NO	施設名
27	エコステーション
28	環境美化係控室
29	競技会係員控室
30	ボランティア控室
31	輸送交通本部
32	消防警備本部
33	ごみ集積所
34	駐車場係控室
35	シャトルバス乗降所
36	タクシー乗降所
37	喫煙所
38	仮設トイレ
39	

→ 一般観覧者動線
→ 福祉動線
→ 選手・監督動線
→ 役員・大会関係者動線

養生シート
 卓球フェンス
 衝立パネル



2階

1階

↑ 一般観覧者動線
↑ 福祉動線
↑ 選手・監督動線
↑ 役員・大会関係者動線
 養生シート
 床パネル
 衛立パネル

NO	施設名	施設名	NO	施設名	施設名
1	競技本部	記録室	27	エコーシステム	一般観覧者動線
2	審判員	審判員	28	環境美化係	福祉動線
3	審判員	役員控室	29	競技係	選手・監督動線
4	審判員	役員控室	30	ボラント	役員・大会関係者動線
5	審判員	役員控室	31	輸送係	
6	審判員	役員控室	32	消防係	
7	審判員	役員控室	33	ごみ収集係	
8	審判員	役員控室	34	駐車場係	
9	審判員	役員控室	35	シャトルバス係	
10	審判員	役員控室	36	タクシー係	
11	審判員	役員控室	37	喫煙所	
12	審判員	役員控室	38	喫煙所	
13	審判員	役員控室	39	喫煙所	

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会

第26回ジャパンオープンハンドボールーナメント

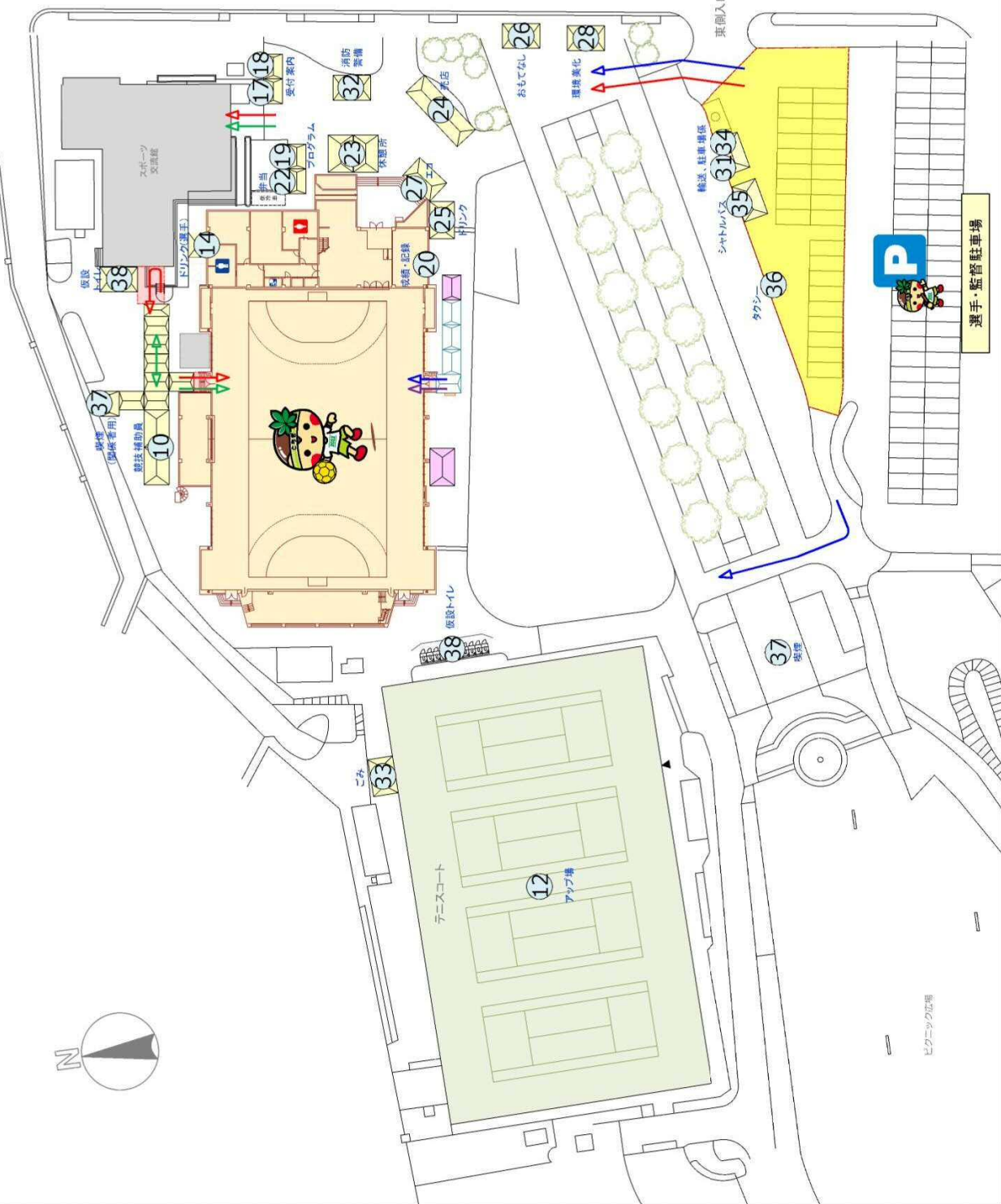
会場周辺図(スポーツ交流館)

縮尺 S=1/200(A3)

修正日 2021/02/05

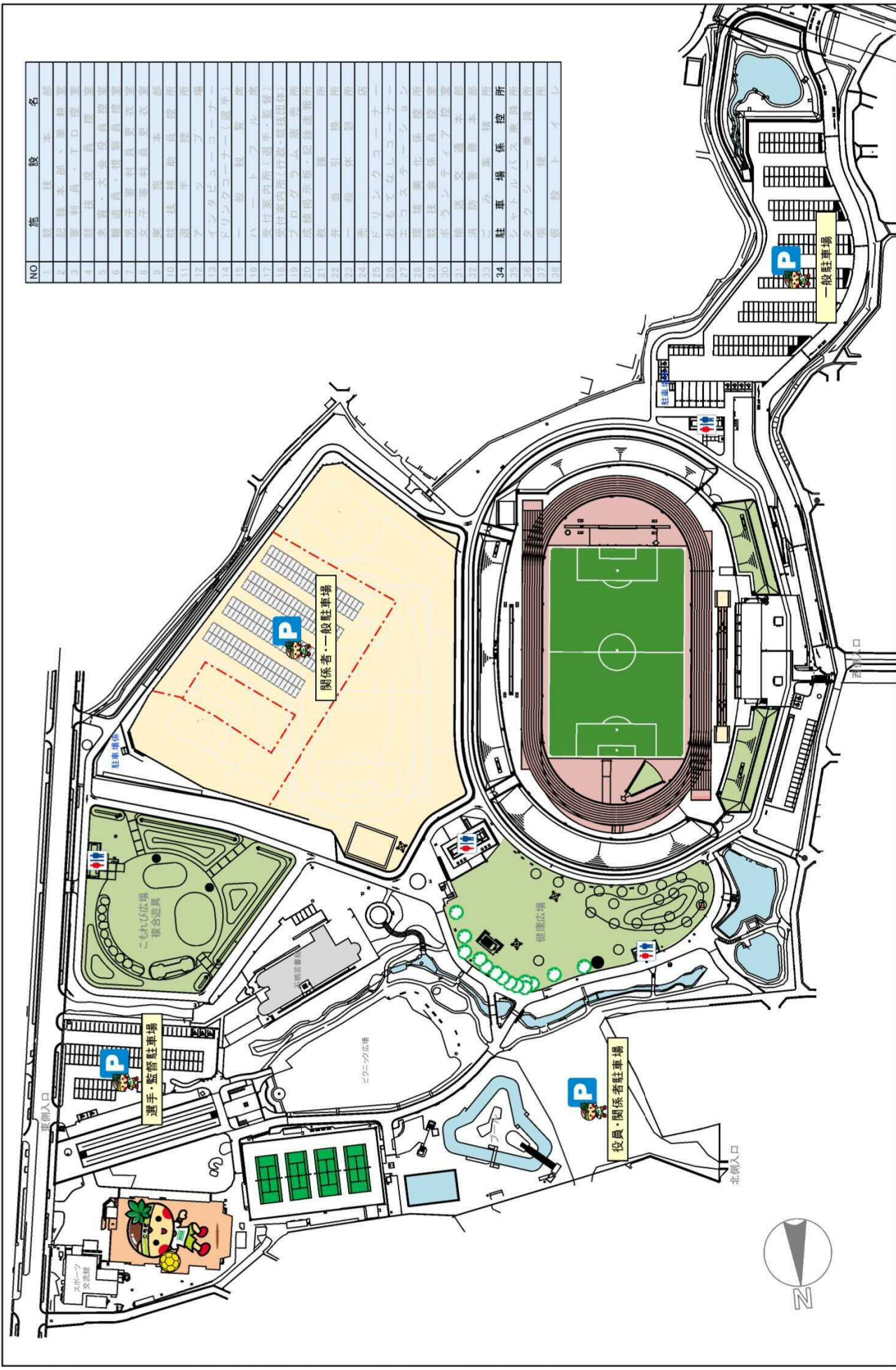


NO	施設名	部署名
1	競技本部	本部
2	記録員・審判員	審判員
3	記録員・TD	TD
4	記録員	記録員
5	観戦員・役員	観戦員
6	観戦員・役員	観戦員
7	男子審判員更衣室	更衣室
8	女子審判員更衣室	更衣室
9	実技補助員	実技補助員
10	実技補助員	実技補助員
11	選手	選手
12	選手	選手
13	インタビュコーナー	インタビュコーナー
14	ドリンクコーナー(選手)	ドリンクコーナー
15	一般観覧席	観覧席
16	受付案内所(選手・監督)	受付案内所
17	受付案内所(行政・競技団体)	受付案内所
18	受付案内所(行政・競技団体)	受付案内所
19	プログラム販売所	プログラム販売所
20	成績掲示板・記録速報所	成績掲示板
21	救護所	救護所
22	弁当	弁当
23	一般休憩所	休憩所
24	売店	売店
25	ドリンクコーナー	ドリンクコーナー
26	おもてなしコーナー	おもてなしコーナー
27	エコステーション	エコステーション
28	環境美化係	環境美化係
29	競技係	競技係
30	ボランティア	ボランティア
31	輸送交通本部	輸送交通本部
32	消防整備本部	消防整備本部
33	ごみ	ごみ
34	駐車場係	駐車場係
35	シャトルバス乗降所	シャトルバス乗降所
36	タクシー乗降所	タクシー乗降所
37	喫煙所	喫煙所
38	仮設トイレ	仮設トイレ



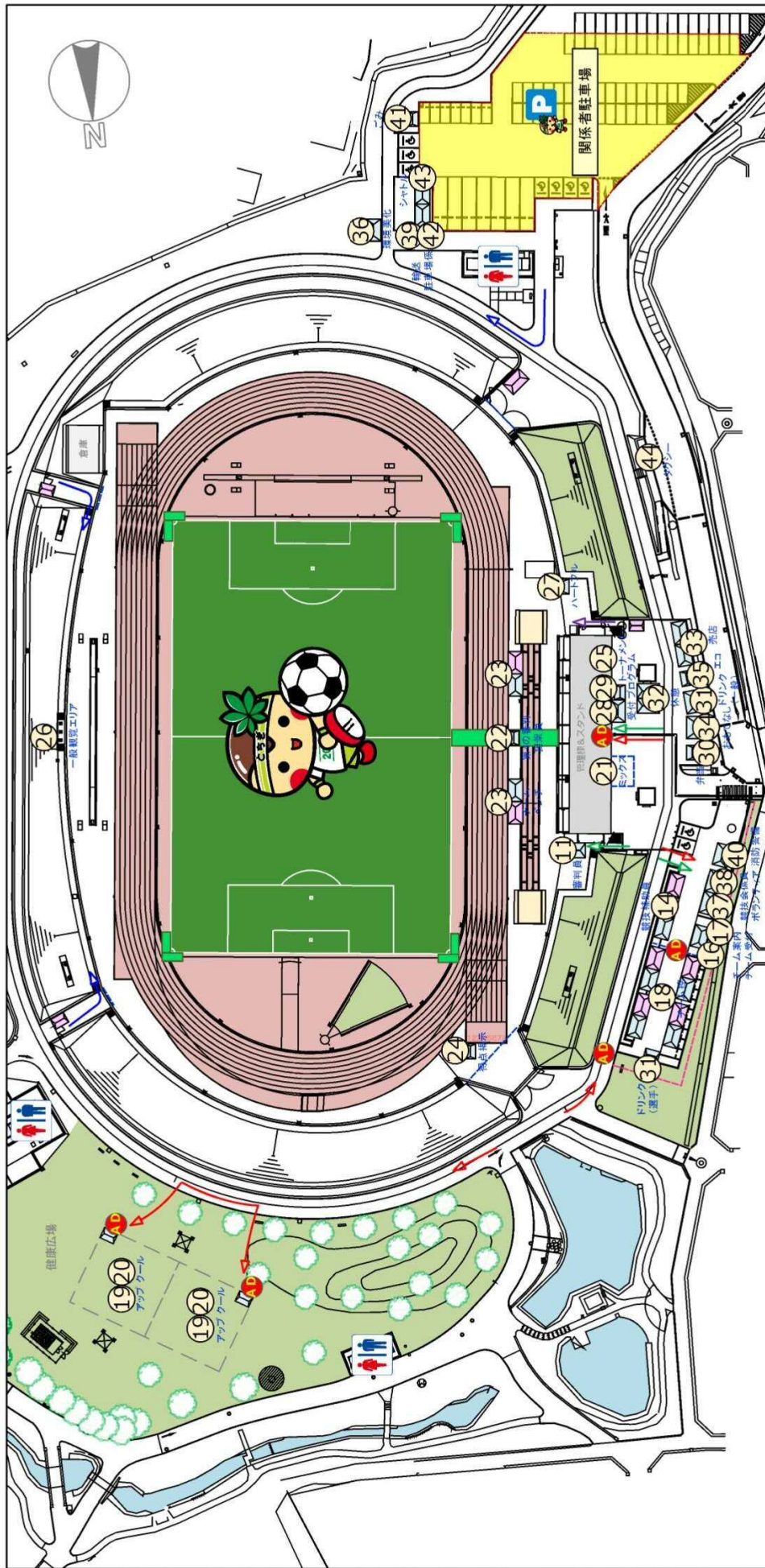
いちご一会とちぎ国体 実行委員会	競技名	第26回ジャパンオープンハンドボールトーナメント	縮尺	S=1/500(A3)
	図面名	会場周辺図(石橋体育センター)	修正日	2021/02/05

NO	施設名	股本名
1	競技本部	競技本部
2	審判員	審判員
3	役員	役員
4	大会役員	大会役員
5	選手	選手
6	監督	監督
7	選手・監督	選手・監督
8	選手・監督	選手・監督
9	選手・監督	選手・監督
10	選手・監督	選手・監督
11	選手・監督	選手・監督
12	選手・監督	選手・監督
13	選手・監督	選手・監督
14	選手・監督	選手・監督
15	選手・監督	選手・監督
16	選手・監督	選手・監督
17	選手・監督	選手・監督
18	選手・監督	選手・監督
19	選手・監督	選手・監督
20	選手・監督	選手・監督
21	選手・監督	選手・監督
22	選手・監督	選手・監督
23	選手・監督	選手・監督
24	選手・監督	選手・監督
25	選手・監督	選手・監督
26	選手・監督	選手・監督
27	選手・監督	選手・監督
28	選手・監督	選手・監督
29	選手・監督	選手・監督
30	選手・監督	選手・監督
31	選手・監督	選手・監督
32	選手・監督	選手・監督
33	選手・監督	選手・監督
34	選手・監督	選手・監督



いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会	競技名	第26回ジャパンオープンハンドボールトーナメント	縮尺	S=1/1800(A3)
	図面名	会場全体図(大松山運動公園)	修正日	2021/02/08



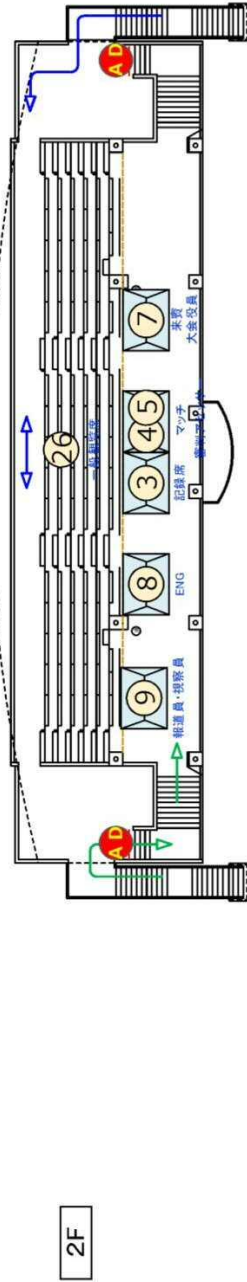
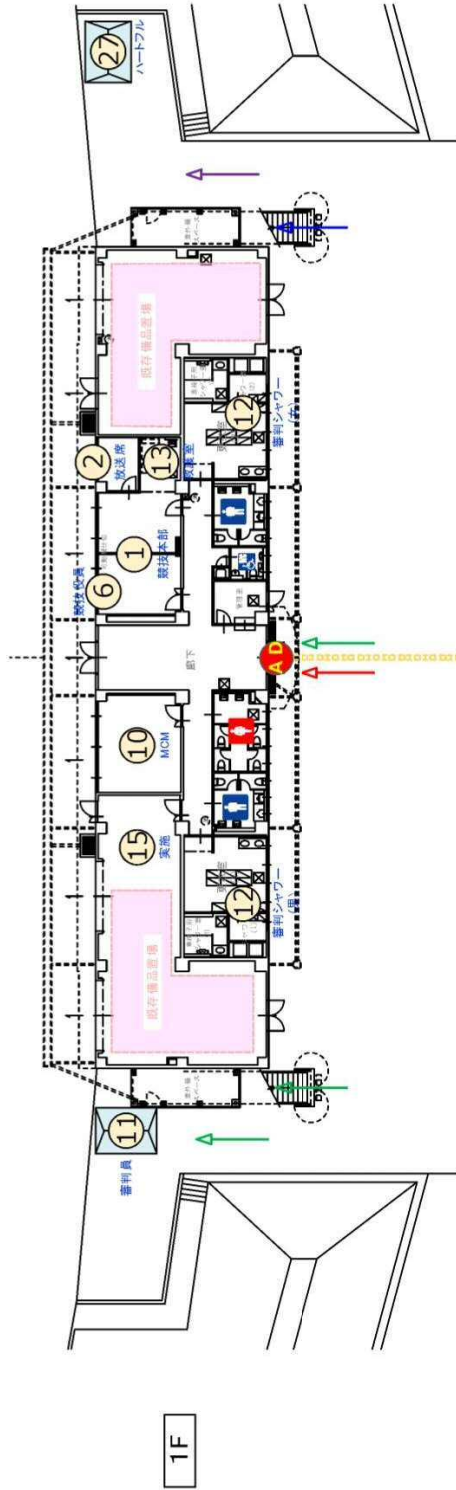


NO	施設名	NO	施設名	NO	施設名	NO	施設名
1	競技運営本部	12	審判員シヤワー室	23	審判員シヤワー室	34	おもてなしコーナー
2	放送席	13	護送席	24	救護補助席	35	エコーステーション
3	記録席	14	マツチコミシヨナ一席	25	競技補助席	36	環境美化係
4	審判アセツサ一席	15	審判アセツサ一席	26	実技本部	37	競技係員
5	競技役員席	16	来賓・大会役員席	27	チーム受付所	38	ボランティア
6	来賓・大会役員席	17	競技役員席	28	チーム案内係	39	輸送交通本部
7	EN G席	18	報道員・視察員席	29	チーム案内係	40	消防警備本部
8	報道員・視察員席	19	M C M 室	30	アツプエリア	41	ごみ集積所
9	M C M 室	20	審判員控所	31	クールダウンエリア	42	駐車場係
10	審判員控所	21	審判員控所	32	ミックストーン	43	シヤトルバス乗降所
11	審判員控所	22	第4の審判員席・担架員席	33	第4の審判員席・担架員席	44	タクシー乗降所

一般観覧者動線
 福祉動線
 選手・監督動線
 役員・大会関係者動線
 イレクターフエンス
 ローピング

いちご一会とちぎ国体実行委員会	競技名	第57回全国社会人サッカー選手権大会	縮尺	S=1/1000(A3)
	図面名	会場配置図(大松山運動公園陸上競技場)	修正日	2020/12/11

いちご一会とちぎ国体
 第57回全国社会人サッカー選手権大会
 夢を感動へ。感動を未来へ。2022



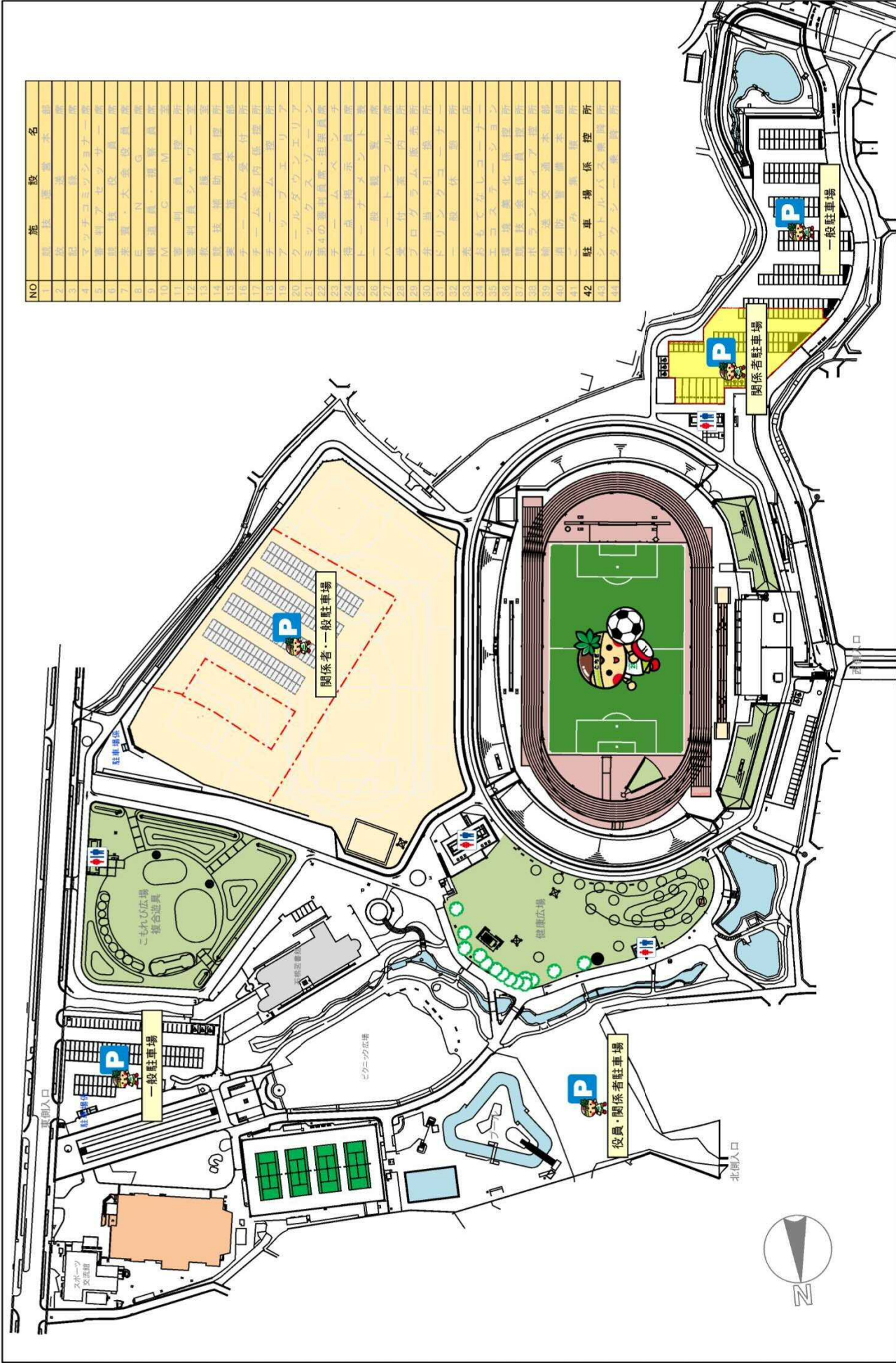
NO	施設名	NO	施設名	NO	施設名	NO	施設名
1	競技運営本部	12	審判員シャワー室	23	子どもベシ	34	おもてなしコーナー
2	放送席	13	救護補助員控所	24	得点掲示席	35	エコステーション
3	記録席	14	競技補助員控所	25	トーナメント席	36	環境美化係控所
4	マツコミミツシヨナ一席	15	実施本部	26	一般観覧席	37	競技会係員控所
5	審判アセツサ一席	16	チーム受付所	27	ハートフル席	38	ボランティア控所
6	競技役員席	17	チーム案内係控所	28	受付案内所	39	輸送交通本部
7	来賓・大会役員席	18	チーム受付所	29	プログラム販売所	40	消防警備本部
8	ENG席	19	アツプエリア	30	弁当引換所	41	ごみ集積所
9	報道員・視察員席	20	クルダウエリア	31	ドリンクコーナー	42	駐車場係控所
10	MCM室	21	ミックスゾーン	32	一般休憩所	43	シャトルバス乗降所
11	審判員控所	22	第4の審判員席・担架員席	33	売店	44	タクシー乗降所

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会



競技名 第57回全国社会人サッカー選手権大会
 図面名 会場配置図(大松山運動公園陸上競技場管理棟)

縮尺 S=1/300(A3)
 修正日 2020/12/11



NO	施設	名称	部
1	競技場	本	部
2	記録室		
3	マツコヨミツシヨウチニ		
4	職員アゼンサ		
5	職員収容員席		
6	先着入場役員席		
7	ENIGU		
8	報道員控室		
9	役員控室		
10	裁判員控室		
11	審判員控室		
12	審判員シャワー室		
13	試合補助員控室		
14	審判員控室		
15	チーム室内控室		
16	チーム室内控室		
17	チーム室内控室		
18	チーム室内控室		
19	チーム室内控室		
20	チーム室内控室		
21	チーム室内控室		
22	チーム室内控室		
23	チーム室内控室		
24	チーム室内控室		
25	チーム室内控室		
26	チーム室内控室		
27	チーム室内控室		
28	チーム室内控室		
29	チーム室内控室		
30	チーム室内控室		
31	チーム室内控室		
32	チーム室内控室		
33	チーム室内控室		
34	チーム室内控室		
35	チーム室内控室		
36	チーム室内控室		
37	チーム室内控室		
38	チーム室内控室		
39	チーム室内控室		
40	チーム室内控室		
41	チーム室内控室		
42	駐車場	係	控
43	駐車場	係	控
44	駐車場	係	控

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会	競技名	第57回全国社会人サッカー選手権大会	縮尺	S=1/1800(A3)
	図面名	会場全体図(大松山運動公園)	修正日	2020/12/11



いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会
第4回 総務企画専門委員会

審 議 事 項



審議第1号

いちご一会とちぎ国体 下野市運営ガイドライン (案)



いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会

目 次

はじめに	1
いちご一会とちぎ国体下野市運営ガイドラインの位置付け	2
1 総務企画	3
(1) 開催推進総合計画等の進行管理	
(2) 行幸啓・お成り	
(3) 懇談会等	
(4) 識別用品	
2 財務	4
(1) 企業協賛	
(2) 市内業者等の活用	
3 広報	5
(1) 広報活動	
(2) 報告書等	
4 市民運動	6
(1) 市民協働	
(2) ボランティア	
(3) 花いっぱい運動	
(4) 手作りのぼり旗	
(5) 学校観戦	
(6) 魅力発信	
(7) 環境美化	
5 観光・接伴	8
(1) 歓迎装飾	
(2) 案内所	
(3) 休憩所	
(4) 売店	
(5) 記念品	
(6) 接遇意識の高揚	
6 競技	10
(1) 競技役員等の編成	
(2) 競技用具	
(3) 競技記録	
(4) デモンストレーションスポーツ	
7 式典	11
(1) 開始式、表彰式	
(2) 炬火イベント	
8 施設	12
(1) 施設整備	
9 宿泊	13
(1) 配宿	
(2) 弁当	
10 医事・衛生	14
(1) 医療救護	
(2) 防疫	
(3) 食品衛生	
(4) 環境衛生	
11 輸送・交通	16
(1) 輸送	
(2) 交通	
12 消防・警備	17
(1) 消防防災	
(2) 警備	

はじめに

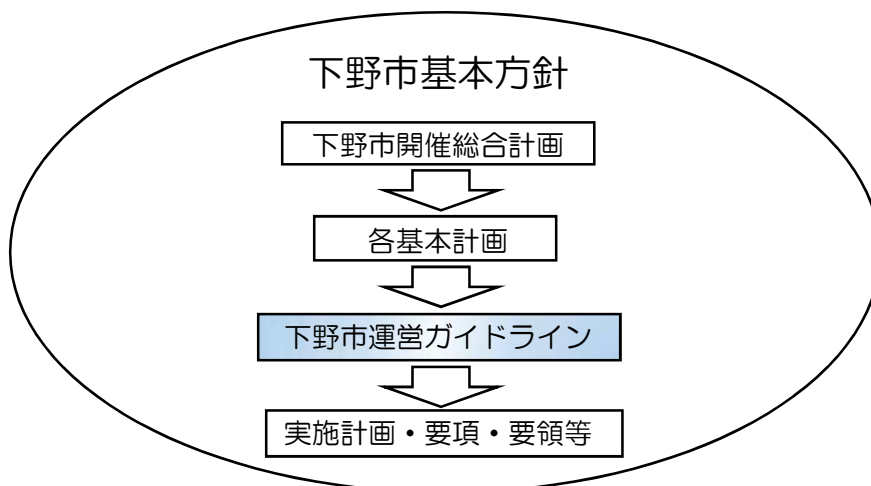
本市ではスポーツを推進するための基本理念として「市民総スポーツ“ひとり1スポーツ”」を掲げ、「スポーツを楽しむ」、「スポーツでつながる」、「スポーツに熱くなる」を基本目標として、多くの市民がスポーツに親しみ、楽しむことができる環境づくりに取り組んでいます。

このような中で、2022年に栃木県で開催される第77回国民体育大会において、本市で競技が行われることは、市民のスポーツへの関心を高め、より一層のスポーツの普及・促進が図られ「ひとり1スポーツ」の実現に大きく寄与するものです。

また、国民体育大会は、選手・監督、競技役員などの大会関係者や応援する多くの方々が全国から訪れるため、市民を挙げて、おもてなしの心を持って温かくお迎えし、本市の自然や歴史、文化、食などの多彩な魅力を全国に発信する絶好の機会でもあります。

以上のことを踏まえ、今後の開催準備及び大会運営が円滑かつ効率的に推進されるよう、これまでに策定された「いちご一会とちぎ国体下野市開催基本方針」、「いちご一会とちぎ国体下野市開催推進総合計画」、及び各種基本計画等に基づいて、リハーサル大会、本大会での取り組み姿勢や留意点等を示した「いちご一会とちぎ国体下野市運営ガイドライン」を作成し、リハーサル大会、本大会へ向けた開催・運営の具体的な指針とします。

◎いちご一会とちぎ国体下野市運営ガイドラインの位置付け



下野市基本方針（平成30年11月12日 準備委員会第1回総会決定）＜抜粋＞

【実施目標】

(1) 市民総参加

すべての市民が大会に「参加する（する）」「応援する（みる）」「協力する（支える）」といった関わりを持つことで、市民一人ひとりがスポーツに親しみ、地域の絆が深まる大会を目指します。

(2) 下野市の魅力を発信

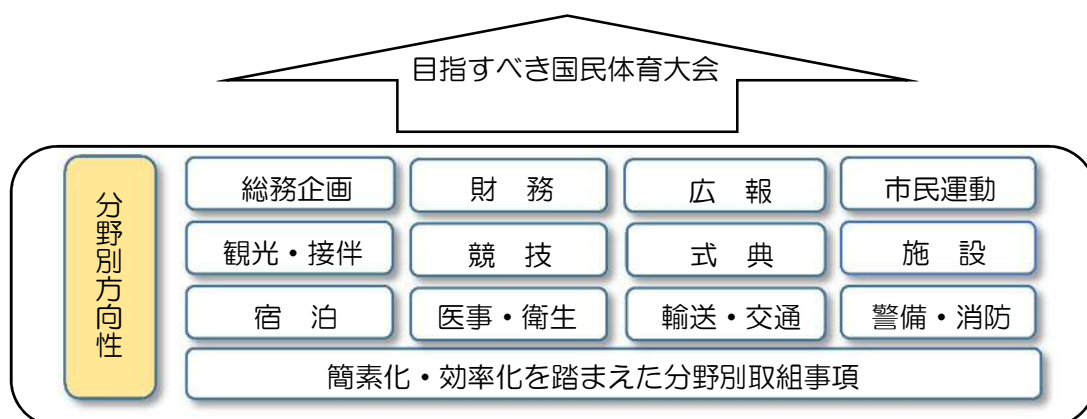
本市の多彩な魅力ある地域資源を積極的に活用し、全国から訪れる皆さまをおもてなしの心で温かくお迎えするとともに、本市の魅力を全国に発信する大会を目指します。

(3) 「市民総スポーツ“ひとり1スポーツ”」の推進

本市は、近年、オリンピックアスリートや優れた選手を多く輩出しております。今後ともプロスポーツへの支援や歴史あるマラソン・駅伝の開催、スポーツ施設の充実・整備を進め、「市民総スポーツ“ひとり1スポーツ”」の実現に結びつく大会を目指します。

(4) 地域スポーツの活性化

大会開催を、多くの市民にスポーツに対する興味や関心をより一層高める絶好の機会ととらえ、地域における健康づくりや生きがいがづくり、絆づくりなど、スポーツがより一層、地域に根付く大会を目指します。



1 総務企画

県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携し、栃木国体を一過性のものとせず、スポーツを通じてまちづくりの好循環につながる国体とするため、総合的な計画の立案と施策の推進を図る。

(1) 開催推進総合計画等の進行管理

【実施方針】 開催基本方針に基づき策定された開催推進総合計画等の適切な進行管理に努める。	
リハ大会 本大会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開催推進総合計画及び年次計画の適切な進行管理に努め、必要に応じ見直しを行う。 ○ 運営ガイドライン等を策定し、適切な運用を図る。

(2) 行幸啓・お成り

【実施方針】 県、県警、及び競技団体等と緊密に連携し、対応する。	
本大会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県、県警、及び競技団体等との十分な協議・調整のもと、警備等に万全を期して対応する。 ○ 御席（ロイヤルボックス）や御休所等について、適切な整備に努める。

(3) 懇談会等

【実施方針】 市又は市実行委員会主催・共催の懇談会等を行わない。	
リハ大会 本大会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市又は市実行委員会主催・共催（共催市実行委員会及び競技団体との共催）の懇談会等は、開催しない。 ○ 競技団体主催の懇談会等に招待された場合は、会費対応とする。

(4) 識別用品

【実施方針】 一般観覧者との識別を図るため、識別用品として被服・帽子・IDカード等を整備する。	
リハ大会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 識別用 ID カード等必要最小限の整備とする。 ○ 本大会での継続利用を考慮し整備する。
本大会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 配布対象者は、競技役員、競技補助員、競技会係員及び競技会補助員とする。 ○ 識別用品の整備は、必要最小限とする。ただし、競技団体においてユニフォーム等を整備する場合は、これを識別用品とみなして積極的に活用する。 ○ 可能な限り一括発注とし、経費の節減に努める。

2 財務

県、競技団体、関係機関及び関係団体との相互協力のもと、創意工夫を凝らした魅力あふれる国体を目指し、適切で効率的な財務の運営を図る。

(1) 企業協賛

【実施方針】 市内の企業、団体等の参画による大会を推進するため、広く企業、団体等に物品の協賛を呼びかける。	
リハ大会 本大会	○ 協賛は原則として物品の提供とする。 ○ 協賛の対象者は、企業、団体等とし、原則として個人からは受け入れない。

(2) 市内業者等の活用

【実施方針】 いちご一会とちぎ国体開催による地域経済の活性化及び市内業者の資質向上・健全な発展を図る観点から、可能な限り市内業者への発注に努める。 また、障害者優先調達推進法の趣旨に鑑み、障害者施設（障害者支援施設及び障害者福祉サービス事務所をいう。以下同じ。）を積極的に活用する。	
リハ大会 本大会	○ 物品の購入及び借上、業務委託等は、可能な限り市内業者及び障害者施設が受注しやすくなるよう配慮する。

3 広報

国体開催に対する市民の関心や参加意欲を高めるため、効果的な広報活動を積極的に展開するとともに、参加した選手をはじめ、国体に関わった人々を通じて下野市の豊かな自然や観光、文化など多彩な魅力を全国に向けて発信する。

(1) 広報活動

【実施方針】 いちご一会とちぎ国体の開催に対する市民の関心や参加意欲を高めるとともに、全国に、歴史・文化・自然・食など下野市のすばらしさを発信するため、効果的かつ積極的な広報を行う。	
リハ大会 本大会	<ul style="list-style-type: none">○ 大会愛称、マスコットキャラクター、国体ソング・ダンス等を効果的に活用する。○ マスメディア、情報紙、インターネット等様々な広報媒体を活用した情報発信及び情報提供を行う。○ 主催イベントの実施のほか、県や既存の各種イベントと連携し、効率的・効果的広報活動を行う。○ 横断幕、懸垂幕、啓発物品等の作成にあたっては、費用対効果の視点も踏まえ作成する。

(2) 報告書等

【実施方針】 準備経過、開催状況、競技記録等の記録及び保持のため、大会報告書等を作成する。また、国体の開催状況等を映像とし記録にとどめる。	
リハ大会	<ul style="list-style-type: none">○ 報告書は作成しない。ただし、リハーサル大会運営の結果や改善点は記録し、本大会に生かすものとする。
本大会	<ul style="list-style-type: none">○ 報告書は、内容、配布先等を検討し、必要最小限の作成とする。○ 記録写真集は作製せず、大会報告書への掲載をもって代えるなど、簡素・効率化に努める。

4 市民運動

市民ひとり一人が国体開催の意義を理解し、それぞれの立場で積極的に参加する機運の醸成を図るとともに、市民総参加のもと一丸となって国体を盛り上げていくことにより、国体終了後も地域コミュニティの醸成や地域の活性化の推進につなげる。

(1) 市民協働

<p>【実施方針】</p> <p>「市民一人ひとりが活躍する大会」、「おもてなしの心で温かく迎える大会」、「生涯スポーツを推進する大会」、「下野の多彩な魅力を発信する大会」、「環境に配慮したクリーンで快適な大会」を基本目標に、いちご一会とちぎ国体を盛り上げ、市民が積極的に参加する機運を高めていくことで、市民協働によるまちづくりの契機とする。</p>	
<p>リハ大会 本大会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種広報活動により市民の関心及び参加意識を高め、市民が積極的に参加できるような取組を行う。 ○ 市民参加の機会がより広がるよう、市民団体、関係団体等と連携を図りながら、運動を進める。 ○ 既存の各種活動と連携し、運動の幅広い普及を図る。 ○ 大会開催後も運動が継続されるような仕組みを構築する。

(2) ボランティア

<p>【実施方針】</p> <p>市民一人ひとりが、自発的に開催機運の醸成や大会運営に関わることができるよう、ボランティアを募集する。</p>	
<p>リハ大会 本大会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ ボランティアの募集にあたり、既存のボランティア活動との連携を図る。 ○ 来場する方々を、おもてなしの心を持って温かくお迎えすることができるよう、ボランティア研修会等を実施する。 ○ ボランティアの主体的活動を支援する。 ○ 大会規模等を踏まえ、必要なリハ大会において、本大会の研修の場として、ボランティアを配置する。

(3) 花いっぱい運動

<p>【実施方針】</p> <p>競技会場等多くの花で飾り、全国から訪れる選手や一般観覧者を歓迎する。 花いっぱい運動の実施にあたっては、大会開催後も市民によって継続されるよう努める。</p>	
<p>リハ大会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 設置場所、及び開花時期等勘察し、可能な範囲で実施する。
<p>本大会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全競技会場で実施する。 ○ 調達数を勘察し、競技会場以外の場所においても実施する。

(4) 手作りのぼり旗

【実施方針】 都道府県別の手作りのぼり旗で競技会場等を飾り、選手を歓迎する。 手作りのぼり旗を、市内の小中学校や関係団体の協力を得て作製する。	
リハ大会 本大会	○ 競技会場等での設置場所等勘察し、必要数量を検討する。 ○ 手作りのぼり旗は、市内の小中学校及び関係団体に依頼し、応援メッセージとイラストを記載する。

(5) 学校観戦

【実施方針】 児童・生徒による選手等の応援を通し大会を盛り上げるとともに、スポーツへの関心を高め、更なるスポーツの普及、振興を図るため、学校観戦を実施する。	
リハ大会	○ 市内小中学校に大会を周知し、児童・生徒の観戦を促すとともに、可能な限り観客席の確保を行う。
本大会	○ 学校行事等に配慮しつつ、市内小中学校による学校観戦を実施する。 ○ 学校観戦にあたっては、観客席を確保するとともに、効率的な輸送を行う。

(6) 魅力発信

【実施方針】 全国から訪れる方々に歴史、文化、自然、食など下野市の魅力を伝える。	
リハ大会	○ 既存の観光パンフレットを活用して下野市の魅力を伝える。
本大会	○ 観光案内所やPRブース等の設置を検討する。

(7) 環境美化

【実施方針】 全国から訪れた方々が、滞在中気持ちよく過ごせるよう清掃活動を実施する。 また、競技会場などで、ごみの分別の徹底やリサイクルの推進を図る。	
リハ大会 本大会	○ 関係機関、関係団体等の協力により、競技会場周辺において清掃活動を実施する。 ○ 大会時の競技会場等の清掃については、競技会係員、競技会補助員等が中心となって活動を展開する。 ○ 競技会場等におけるゴミ箱等について、分別の徹底が図られるよう工夫する。

5 観光・接伴

選手・監督をはじめ、下野市を訪れるすべての方々を温かくお迎えするとともに、下野市の観光・文化など多彩な魅力を紹介し、もう一度訪れていただけるよう心のこもったおもてなしを提供する。

(1) 歓迎装飾

【実施方針】 開催機運の醸成と歓迎ムードの高揚を図るため、競技会場や主要駅を中心に歓迎装飾を行う。	
リハ大会	○ 必要に応じて競技会場に歓迎のぼり旗、手作りのぼり旗、花いっぱい運動による装飾を行う。
本大会	○ 歓迎アーチ、看板、歓迎のぼり旗、手作りのぼり旗、花いっぱい運動による装飾など競技会場の広さに応じ、効果的な歓迎装飾を行う。 ○ 周辺道路、主要駅等についても、必要に応じて看板、歓迎のぼり旗、花いっぱい運動による装飾を行う。 ○ 練習会場においては、必要に応じて装飾を行う。

(2) 案内所

【実施方針】 選手・監督・役員等（大会参加者等）及び一般観覧者へ、競技会場や輸送交通、観光情報等の案内を行うため、競技会場、主要駅に案内所を設置する。	
リハ大会	○ 競技会場に受付を兼ねた案内所を設置し、必要に応じて情報提供を行う。 ○ 既存の観光案内所との連携を図る。
本大会	○ 競技会場、主要駅等に案内所を設置する。 ○ 既存の観光案内所との連携を図る。 ○ 案内、誘導、介助等を行う運営ボランティアを配置する。

(3) 休憩所

【実施方針】 大会参加者等及び一般観覧者に、交流の場、休息の場として、競技会場に休憩所を設置する。	
リハ大会	○ 競技会場の状況等踏まえ、必要と認める場合に休憩所を設置する。
本大会	○ 競技会場に休憩所を設置し、ドリンクやおもてなし料理の提供等行う。 ○ 企業や各種団体の協賛により飲食物の提供が受けられる場合は、協賛品として受け入れて提供する。 ○ 飲食物の提供にあたっては、関係機関と十分な協議のもと安全性の確保に努める。

(4) 売店

【実施方針】 大会参加者等及び一般観覧者の便宜を図るとともに、本市の特産品等の紹介、及び販売を促進するため、競技会場に売店等を設置する。設置にあたっては、原則として出店者から設置負担金を徴収する。	
リハ大会	○ 必要に応じて競技会場に設置する。
本大会	○ 競技団体、関係機関、関係団体、及び企業の協力を得て競技会場に設置する。

(5) 記念品

【実施方針】 企業や関係団体等からの協賛品及び市民団体等からの記念品は、大会参加者等に贈呈する。	
リハ大会	○ 企業や関係団体等からの協賛品及び市民団体等からの記念品について、その内容を検討の上、大会参加者等へ贈呈する。
本大会	○ 市実行委員会からの記念品については、企業や関係団体からの協賛品、記念品の提供状況を勘案しながら検討する。 ○ 企業や関係団体等からの協賛品及び市民団体等からの記念品は、その内容を検討の上、大会参加者等へ贈呈する。

(6) 接遇意識の高揚

【実施方針】 大会参加者等及び一般観覧者におもてなしの心で接遇できるよう、関係機関、関係団体等の協力を得て、競技会運営従事者（競技補助員、競技会係員及び競技会補助員をいう。以下同じ。）の接遇意識の高揚に努める。	
リハ大会	○ 必要に応じて競技会運営従事者に対する接遇研修等を実施する。 ○ リハ大会終了後に検証を行い、本大会に備える。
本大会	○ リハーサル大会で得た教訓を生かし、競技会運営従事者に対する接遇研修を実施する。

6 競技

県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携し、競技会の円滑な運営を図るとともに、競技運営に必要な用具等については、可能な限り現有のものを活用するなどあらゆる手段を講じながら効率的に整備する。

(1) 競技役員等の編成

【実施方針】 競技役員等の編成については、県及び競技団体と十分に協議し、適正な配置を行う。	
リハ大会 本大会	<ul style="list-style-type: none">○ 競技運営に必要な最小限の人数とする。○ 可能な限り県内競技役員で編成することとし、中央（中央競技団体からの派遣）及び近県競技役員は、必要最小限となるよう調整する。○ 県内競技役員は原則として日帰りとする。ただし、地理的条件や業務内容等を考慮し宿泊が必要と判断される場合は、宿泊を認める。

(2) 競技用具

【実施方針】 競技会の実施に必要な競技用具は、既存の競技用具を最大限活用する。不足する場合は、借用、購入等により整備する。	
リハ大会 本大会	<ul style="list-style-type: none">○ 既存の競技用具の活用を原則とし、不足する場合は、借用又は購入により対応する。○ 競技用備品購入の際には、計画的かつ効率的に検討し、整備するとともに、大会後の利活用を考慮する。

(3) 競技記録

【実施方針】 競技記録の収集及び速報については、県、競技団体と協議のうえ、迅速かつ正確に処理できる体制を整備する。	
リハ大会	<ul style="list-style-type: none">○ 競技団体と緊密な連携のもと、本大会を見据えたうえで、迅速かつ正確な記録の収集・速報に努める。
本大会	<ul style="list-style-type: none">○ 競技団体及び県記録本部と緊密な連携のもと、迅速かつ正確な記録の収集・速報に努める。

(4) デモンストレーションスポーツ

【実施方針】 市民の興味が高まるよう、広報を計画的に推進するとともに、競技団体等と連携し、国体後も地域のスポーツとして根付くよう取り組む。	
本大会	<ul style="list-style-type: none">○ 大会後も地域のスポーツとして根付くよう、競技団体等と連携し実施する。○ 運営協力は簡素・効率化に努め、過剰な装飾は行わない。

7 式典

県、競技団体、関係機関及び関係団体と十分に協議をし、創意工夫を凝らした温かみのある式典とする。

(1) 開始式、表彰式

【実施方針】 開始式、表彰式等については、簡素な装飾や演出に努めながら、創意工夫を凝らした運営を行う。	
リハ大会	○ 式典は、競技団体と協議のうえ、競技運営に支障のないように実施する。
本大会	○ 開始式を実施する場合は、選手のコンディションに配慮し、競技運営に支障のないよう簡素化に努める。 ○ 表彰式は、入賞者の健闘を心からたたえる場となるよう、競技団体等と協力して実施する。 ○ 式典で使用する音楽は、CD等の活用を図るなど、できるだけ簡素なものとする。

(2) 炬火イベント

【実施方針】 大会の開催機運を高めるために、市民の参加を得ながら、本市の特色を活かし、創意工夫を凝らして実施する。	
本大会	○ 炬火イベントの実施にあたっては、開催機運の盛り上げを図るため、市民参加を基本とする。 ○ 採火については、市内各所で実施する。 ○ 採火した火を下野市の炬火として一つに集める集火式を実施する。

8 施設

国民体育大会開催基準要項に規定されている施設基準を尊重し、既存市有施設の有効活用に努めることを前提としながら、国体開催後の市民等の施設利用も視野に入れた整備を行う。

(1) 施設整備

【実施方針】 既存施設の有効活用を図るとともに、競技運営に支障のないよう、必要な整備を行う。	
リハ大会 本大会	<ul style="list-style-type: none">○ 競技施設の整備は、県、競技団体等と十分に協議のうえ、既存施設を活用し、仮設等での対応を含め、必要最小限の整備を行う。○ 練習会場については、県、競技団体等と十分協議のうえ、既存施設を活用する。○ 競技施設、観客席、案内所等、大会運営に必要な臨時仮設物については、県、競技団体等と十分協議のうえ、必要な整備を行う。

9 宿泊

選手や監督をはじめ、下野市を訪れるすべての方々を温かくお迎えし、宿泊施設その他関係機関との連携により、大会参加者が最良のコンディションで十分に活躍できるよう、安全で快適な宿舎の確保を図り、受け入れ体制に万全を期する。

(1) 配宿

【実施方針】 大会参加者等の配宿は、競技会場及び競技会場までの交通状況等を考慮し、大会運営に支障のないよう留意して行う。	
リハ大会	○ 競技団体との協議に基づき必要な対応を図る。
本大会	○ 選手、監督及び競技会にかかわる役員の配宿は、競技会場及び練習会場までの交通状況等を考慮し、大会運営に支障のないよう留意する。 ○ 競技団体の意向、要望を踏まえ、県の合同配宿本部において効率的に行う。

(2) 弁当

【実施方針】 大会参加者等に、衛生面や栄養バランスを考慮するとともに、下野市の特色を活かした昼食弁当を提供する。	
リハ大会	○ 競技団体との協議に基づき必要な対応を図る。
本大会	○ 弁当の申込み受付については、関係事業者を活用するなど、効率的に行う。 ○ 弁当の調達は、市実行委員会で指定した弁当調製施設を利用する。

10 医事・衛生

選手・監督をはじめ、国体に携わるすべての方々が清潔かつ快適な環境のもとで十分な活躍と観覧ができるよう、県、競技団体、関係機関及び関係団体の協力を得ながら、食品衛生及び環境衛生に配慮するとともに、防疫体制及び医療救護体制を確立する。

(1) 医療救護

【実施方針】 大会参加者等及び一般観覧者の傷病に速やかに対応するため、医療機関その他関係機関の協力を得て、必要な医療救護体制を整える。	
リハ大会 本大会	<ul style="list-style-type: none">○ 競技団体及び医療機関その他関係機関と緊密な連携を図り、適切な医療救護体制を整える。○ 競技会場に救護所を設置し、応急処置を行うほか、医療機関に移送する。

(2) 防疫

【実施方針】 大会参加者等の感染症の発生を防止するため、保健所その他関係機関の協力を得て、防疫体制を整えるとともに、保健衛生に関する知識の普及・啓発を図る。	
リハ大会 本大会	<ul style="list-style-type: none">○ 感染症対策として、感染症発生予防のための注意喚起を図り、予防に向けた取組を奨励する。○ 感染症患者の発生に備え、必要な連絡体制を整備するとともに、発生した場合は、保健所その他関係機関と連携し、迅速な対応を図る。

(3) 食品衛生

【実施方針】 大会参加者等の食中毒の発生を予防するため、保健所その他関係機関の協力を得て、食品衛生に対する意識の向上を図るとともに、大会期間中に提供する飲食物の安全対策に努める。	
リハ大会 本大会	<ul style="list-style-type: none">○ 食品取扱施設等に対し、食中毒発生予防を重点とした、食品の衛生的取扱いの向上と、従事者の健康管理等を励行する。○ 競技会場の食品取扱施設に対し、食中毒の発生予防を重点とした、食品の衛生的取扱いの向上と、当該従事者の健康管理等を励行する。○ 大会に関係する者に食中毒患者が発生した場合は、保健所その他関係機関と連携し、迅速な対応を図る。

(4) 環境衛生

【実施方針】

大会参加者等に清潔で快適な環境を提供するため、関係機関・関係団体等の協力を得て、環境衛生に対する意識の向上を図るとともに、広く市民の協力を得て、競技会場等における環境衛生の取組を推進する。

リハ大会
本大会

- 関係機関、関係団体等はもとより市民の協力を得て、競技会場等の生活環境等における快適な環境づくりに努める。
- 廃棄物の減量化を図るため、分別収集戸等による再資源化を推進する。

1.1 輸送・交通

下野市の交通事情を勘案し、交通事業者その他関係機関との連携により、安全かつ効率的な輸送手段の確保に努める。併せて、公共交通機関の利用を促進するなど交通混雑の緩和と環境に配慮した安全・安心な輸送・交通体制の確立を図る。

(1) 輸送

<p>【実施方針】</p> <p>大会参加者等及び一般観覧者の輸送にあたっては、原則として既存の公共交通機関で対応する。ただし競技会場、練習会場及び宿泊施設間の公共交通機関の状況等から必要と認められるときは、計画輸送を行う。</p> <p>交通事業者その他関係機関・関係団体と協議のうえ、大会参加者等及び一般観覧者に対し、安全かつ効率的で確実な輸送手段の確保に努める。</p>	
リハ大会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大会参加者等及び一般観覧者の輸送は、原則として既存の公共交通機関で対応する。 ○ 競技会場及び宿泊施設間の公共交通機関の状況等を考慮し、必要に応じて計画輸送を行う。
本大会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大会参加者等の輸送は、原則として既存の公共交通機関で対応するが、必要に応じて計画輸送を行う。 ○ 一般観覧者の輸送は、原則として既存の公共交通機関で対応するが、競技会場への交通アクセスの状況から必要と認められるときは、シャトルバスの運行を検討する。 ○ 計画輸送は、借上バス又はタクシーにより行う。

(2) 交通

<p>【実施方針】</p> <p>大会参加者等及び一般観覧者車両の交通については、一般交通に与える影響を最小限にとどめるため、所轄警察署その他関係機関と協議のうえ必要な対策を講じる。</p> <p>大会期間中における交通混雑の緩和と環境への負荷軽減を図るため、一般観覧者の自家用自動車利用の自粛を推進する。</p> <p>駐車場は競技会場や練習会場の周辺における確保に努め、駐車場が遠隔地になるときは必要な措置を講じる。</p>	
リハ大会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 駐車場等の状況に応じ、誘導・案内のため適切な人員配置を行う。 ○ 大会関係車両の駐車場は運営上必要と認められるものに限定する。
本大会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 競技会の円滑な運営及び競技会場周辺の混雑防止のため、必要に応じて交通規制など必要な対策を講じる。 ○ 道路及び駐車場等の状況に応じ、誘導案内のため適切な人員配置を行う。 ○ 大会関係車両の駐車場は、運営上必要と認められるものに限定するとともに、一般観覧者には自家用車での来場自粛を呼びかける。

12 消防・警備

競技会場その他国体関係施設における治安の確保や災害の防止、非常時の緊急対策について万全を期するため、県、競技団体、消防・警察その他関係機関と緊密に連携しながら、消防防災・警備体制の確立を図る。

(1) 消防防災

【実施方針】 消防その他関係機関等との緊密な連携のもと、競技会場その他大会関係施設の火災その他の災害の予防及び災害発生時における情報収集・伝達、避難誘導及び救急救助に関する対策を講じる。	
リハ大会	○ 消防その他関係機関等と連携を図り、大会規模に応じた消防防災体制を整備する。
本大会	○ 消防その他関係機関等と連携を図り、消防防災体制の充実と、危機管理に努める。

(2) 警備

【実施方針】 警察その他関係機関等との緊密な連携のもと、競技会場その他大会関係施設における事故及び事件の防止を重点とした適切な警備措置を講じる。	
リハ大会	○ 警察その他関係機関等と連携を図り、大会規模に応じた適切な警備を行う。 ○ 競技会場の状況に応じて、必要に応じて夜間警備を行う。
本大会	○ 警察その他関係機関等と連携を図り、競技会場その他大会関係施設における事故及び事件の防止に努める。 ○ 競技会場の状況に応じて、必要に応じて夜間警備を行う。

審議第2号

いちご一会とちぎ国体下野市識別用品整備要項（案）

1 目的

この要項は、いちご一会とちぎ国体（以下「国体」という。）及びいちご一会とちぎ国体競技別リハーサル大会（以下「リハーサル大会」という。）において、下野市で開催される競技会の円滑な運営を図るため、大会運営に従事する者（以下「従事者」という。）の識別用品の整備について、必要な事項を定めるものとする。

2 整備品目

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会（以下、「実行委員会」という。）が整備する識別用品の品目は、簡素、効率化を考慮し、原則として次のとおりとする。

（1）国体

- ア IDカード（カードケースを含む）
- イ 服飾品
- ウ その他実行委員会が必要と認めるもの

（2）リハーサル大会

- ア IDカード（カードケースを含む）
- イ 服飾品
- ウ その他実行委員会が必要と認めるもの

3 配布対象者

識別用品の配布対象者は、原則として次のとおりとする。

- （1）大会役員、来賓
- （2）競技役員
- （3）競技補助員
- （4）競技会役員
- （5）競技会補助員
- （6）選手、監督、大会関係者等
- （7）視察員、報道員等
- （8）その他実行委員会が必要と認めるもの

4 識別用品のデザイン

実行委員会が整備する識別用品のデザインは、原則として国体及びリハーサル大会において、全競技共通のものとする。ただし、共催市町実行委員会又は競技団体が識別用品を整備する場合の識別用品のデザインについては、この限りではない。

5 識別用品の着用

配布対象者は、原則として、実行委員会が整備する識別用品を着用することとする。

6 その他

この要項に定めるもののほか、識別用品について必要な事項は、別に定める。

附則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

審議第3号

いちご一会とちぎ国体下野市支給物品等配布要項（案）

1 目的

この要項は、いちご一会とちぎ国体（以下「大会」という。）における諸物品及び案内資料等（以下「支給物品等」という。）の配布について、必要な事項を定めるものとする。

2 支給物品等

支給物品等の品目は、大会資料、案内資料等とし、それぞれの細目、及び配布対象者ごとの内訳は、別に定める。

3 配布対象者

支給物品等の配布対象者は、原則として次のとおりとする。

- (1) 大会役員、来賓
- (2) 競技役員
- (3) 競技補助員
- (4) 競技会係員
- (5) 競技会補助員
- (6) 選手、監督、大会関係者等
- (7) 視察員、報道員等
- (8) その他実行委員会が必要と認めるもの

4 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、支給物品等の配布について必要な事項は、別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における支給物品等配布についても、必要に応じてこの要項を準用する。

附則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

審議第4号

いちご一会とちぎ国体下野市遺失物・拾得物取扱要項（案）

1 目的

この要項は、いちご一会とちぎ国体（以下「大会」という。）において、いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が管理する競技会場、練習会場、駐車場内等及び実行委員会が借り上げたシャトルバス内において、遺失物及び拾得物の届出があった場合の取扱いについて、遺失物法（平成18年法律第73号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 取扱い及び保管

- (1) 遺失物及び拾得物の届出先は、いちご一会とちぎ国体下野市実施本部（以下「実施本部」という。）が設置する競技会場の受付案内所とし、受付案内係が取扱業務及び一時保管を行うこととする。
- (2) 受付案内係は、その日の業務終了までに落とし主が判明しない場合、競技会場の会場総務係へ引き継ぐものとする。
- (3) 会場総務係は、引き継いだ拾得物を盗難・紛失等の事故がないよう、あらかじめ定められた保管場所に保管する。ただし、高額な金品等については、速やかに実行委員会へ引き継ぐものとする。
- (4) 大会終了後の遺失物及び拾得物の取扱いは、実行委員会において行う。

3 届出の処理

- (1) 拾得物の届出を受けた場合は、拾得物受理書（様式第1号）に必要事項を記入の上、拾得者に対して拾得物預り書（様式第2号）を交付するとともに、拾得物一覧簿（様式第3号）に記入し、拾得物個票（様式第4号）を取付け、一時保管する。ただし、拾得者が一切の権利を放棄したときは、拾得物預り書（様式第2号）は拾得者の要望に応じて交付するものとし、交付する場合は、注意欄を斜線で消すものとする。
- (2) 遺失物の届出を受けた場合は、遺失物届出書（様式第5号）の提出を受け、遺失者に対し、遺失物届出書（控え）（様式第6号）を交付するとともに、遺失物一覧簿（様式第7号）に記入した後、拾得物一覧簿と照合し、該当する物件がなかった場合には、当該遺失者に対して、所轄警察署へ届け出るよう説明する。

4 遺失物の返還及び拾得者への通知

- (1) 遺失者から遺失物届出書の提出を受け、遺失者に遺失物を返還する場合、運転免許書等で遺失者本人であることを確認の上、遺失物受領書（様式第8号）を作成し、署名を受ける。
- (2) 遺失者の代理人に遺失物を返還する場合、委任状（様式第9号）を受領した後に、運転免許証等で遺失者の代理人であることを確認するとともに、遺失物受領書の遺

失者への返還欄に署名を受ける。

- (3) 拾得者が報労金請求権を取得した場合は、実行委員会が拾得物返還通知書（様式第10号）を作成し、拾得者に通知する。

5 拾得物の引継ぎ及び警察署への提出等

- (1) 会場総務係は、競技会終了までに、一時保管している拾得物の遺失者が判明しない場合は、当該拾得物を実行委員会に引き継ぐものとする。ただし、拾得の翌日から起算して7日以内に所轄警察署に引き継ぐ必要があることから、この時期を失しないように留意しなければならない。
- (2) 実行委員会は、会場総務係から引き継いだ遺失者が判明しない物件を、拾得の翌日から起算して7日以内に、拾得物届出書（様式第11号）に、拾得物受理書（写し）を添えて所轄警察署に引き継ぐものとする。ただし、2（3）により引き継いだ拾得物については、所轄警察署と協議の上、速やかに引き継ぐものとする。
- (3) 実行委員会は、拾得物を所轄警察署に引き継いだ後に、遺失の申出があった場合は、所轄警察署に引き継いだ旨を、申出者及び所轄警察署に伝える。

6 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、遺失物・拾得物の取扱いについて必要な事項は、別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における遺失物・取得物の取扱いについても、必要に応じてこの要項を準用する。

附則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

様式第 1 号

拾 得 物 受 理 書

拾得物受理番号		第 号						
受 理 日 時		令和 年 月 日 ()		午前・午後		時 分		
拾 得 日 時		令和 年 月 日 ()		午前・午後		時 分頃		
拾 得 場 所								
※ 拾 得 者	住所							
	氏名							
	電話	自宅		携帯・勤務先				
物 件	現金	総額	金額内訳					
		円	金種	数	金種	数	金種	数
			10,000 円		500 円		5 円	
			5,000 円		100 円		1 円	
			2,000 円		50 円			
	1,000 円		10 円					
	物品	品名	形状・特徴・在中品の内訳等				点数	
						点		
拾 得 者 の 権 利		<input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 失権						
※ 拾 得 者 の 同 意		遺失者に対して氏名及び住所を告知することの同意 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※電話番号告知の可否 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否						
拾得物預り書交付日時		令和 年 月 日 ()		午前・午後		時 分		
拾得物返還通知の希望		<input type="checkbox"/> 有 (・電話連絡・通知書送付) <input type="checkbox"/> 無						
※ 権 利 放 棄 の 報 告	権 利 放 棄 書 上記の物件に対する <input type="checkbox"/> 一切の権利を放棄します。 <input type="checkbox"/> 報労金の請求権を放棄します。 <input type="checkbox"/> 所有権を放棄します。 <input type="checkbox"/> 費用の請求権を放棄します。 <div style="text-align: right;">令和 年 月 日</div> いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 会長 広瀬 寿雄 様 <div style="text-align: right;">拾得者氏名 _____</div>							
	備考							
	取扱担当者							

※太枠内は、拾得者本人が記入してください。

様式第2号

拾得物預り書

拾得物受理番号		第 号						
受 理 日 時		令和 年 月 日 ()		午前・午後		時 分		
拾 得 日 時		令和 年 月 日 ()		午前・午後		時 分頃		
拾 得 場 所								
拾得者	住 所							
	氏 名							
	電 話	自宅			携帯・勤務先			
物 件	現 金	総額	金額内訳					
		円	金種	数	金種	数	金種	数
			10,000 円		500 円		5 円	
			5,000 円		100 円		1 円	
			2,000 円		50 円			
	1,000 円		10 円					
物 品	品名	形状・特徴・在中品の内訳等				点数		
						点		
<p>上記の物件を預かりました。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 会長 広瀬 寿雄</p> <p style="text-align: center;">取扱者氏名</p>								
<p>注1 この預かり書は、あなたが標記物件の所有権を取得し、その物件を受け取る場合に必要ですから紛失しないように大切に保管してください。</p> <p>2 落とし主が判明したとき、(あなたが落とし主に対して氏名等連絡先を告知することに同意していただいたときに限り) 拾得者であるあなたは、拾得物の評価額の5～20%の2分の1の範囲内で報労金(相当物品)を請求することができます。ただし、拾得のときから24時間以内に物件を届出なかった場合及び権利放棄された方は、該当しませんのでご注意願います。 ※報労金の請求期限は落とし主に返還した日から1カ月となっていますので、落とし主から連絡がなければ、落とし主に連絡してください。</p> <p>3 落とし主が判明しないときは、本日から7日以内に所轄の警察署へ提出します。 なお、警察署への提出後、さらに3か月を経過しても落とし主が判明しないときは、あなたがこの物件の所有権を取得できますので、所轄の警察署落し物係へ事前電話でお問い合わせください。ただし、拾得のときから24時間以内に物件を届出なかった場合や、個人情報関連物件等、権利放棄された方は該当しませんので、ご注意願います。 ※物件を受け取ることができる期間は、3か月を経過した日から2か月です。この期間を過ぎると所有権がなくなりますので、ご注意ください。</p>								

拾得物一覧簿

No.

拾得物 受 理 番 号	受理年月日 (記載年月日)	拾得日時	拾得物件 (種類及び数量)		拾得場所	受理処理者	備 考
			現金	物 品		返還処理者	
	令和 年 月 日	月 日 時 分頃					
	令和 年 月 日	月 日 時 分頃					
	令和 年 月 日	月 日 時 分頃					
	令和 年 月 日	月 日 時 分頃					
	令和 年 月 日	月 日 時 分頃					
	令和 年 月 日	月 日 時 分頃					

※備考欄には、物件を遺失者等に返還し、又は警察署長に差し出した場合に、その旨及びその年月日、その他必要な事項を記載すること。

様式第 4 号

拾 得 物 個 票

拾得物受理番号	第 号	
拾得物受理年月日	令和	年 月 日
拾得物拾得年月日	令和	年 月 日
拾得場所		
ふりがな		
拾得者		
拾得物件	現金	円
	物品	
取扱者氏名		
備考		

様式第5号

遺失物届出書

届出受理番号	第 号							
届出日時	令和	年	月	日 ()	午前・午後	時	分	
遺失日時	令和	年	月	日 ()	午前・午後	時	分頃	
遺失場所								
※ 遺失者	住所							
	氏名							
	電話	自宅			携帯・勤務先			
物 件	現金	総額	金額内訳					
		円	金種	数	金種	数	金種	数
			10,000円		500円		5円	
			5,000円		100円		1円	
			2,000円		50円			
	1,000円		10円					
物品	品名	形状・特徴・在中品の内訳等				点数		
						点		
※遺失者の同意	拾得者に対して、氏名及び住所を告知することの同意 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無							
	※電話番号告知の可否 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否							
備考				取扱担当者				
<p>上記の旨について、誤りがないことに同意します。</p> <p>いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 会長 広瀬 寿雄 様</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日 署名</p>								

※太枠線内は、遺失者本人が記入して下さい。
 ※拾得物一覧簿と照合し、該当する物件がなかった場合には、当該遺失者に対して、所轄警察署へ届け出るよう説明すること。

拾得物一覧簿に該当する物件があった場合

拾得物受理番号	第 号						
連絡日時	令和	年	月	日 ()	午前・午後	時	分
連絡結果							
<input type="checkbox"/>	遺失者に連絡	令和	年	月	日		
<input type="checkbox"/>	遺失者に返還	令和	年	月	日	(郵送の場合は着払い)	
<input type="checkbox"/>	拾得者へ電話連絡	令和	年	月	日		
<input type="checkbox"/>	拾得者へ返還通知書送付	令和	年	月	日		
<input type="checkbox"/>	拾得者への返還通知希望なし						

様式第6号

遺失物届出書(控え)

届出受理番号	第 号							
届出日時	令和	年	月	日()	午前・午後	時	分	
遺失日時	令和	年	月	日()	午前・午後	時	分頃	
遺失場所								
遺失者	住所							
	氏名							
	電話	自宅			携帯・勤務先			
物 件	現金	総額	金額内訳					
		円	金種	数	金種	数	金種	数
			10,000円		500円		5円	
			5,000円		100円		1円	
			2,000円		50円			
	1,000円		10円					
物品	品名	形状・特徴・在中品の内訳等				点数		
						点		
遺失者の同意	拾得者に対して、氏名及び住所を告知することの同意 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 電話番号告知の可否 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否							
取扱担当者								

【遺失物が判明しない場合】

※当該遺失物届出書は、本会場内で照合するものであり、警察署への届出はご本人でお願いいたします。

連絡先 下野警察署 課 0285-52-0110 (代表)

【遺失物が判明した場合】

※拾得者に対し、氏名・住所・電話番号等を告知することに同意している場合、あなたの氏名・住所・電話番号等を拾得者に告知します。(拾得者が権利を放棄された場合は該当しません。)

※標記物件の返還後、拾得者にお礼の連絡を取っていただきます。あなたは報労金(相当物品)の支払義務がありますので、お互いに話し合ってください。(当実行委員会は関与できません。)

※拾得者には、拾得物の評価額の5～20%の2分の1の範囲で報労金(相当物品)を受け取ることができる権利について、伝えてあります。

遺失物一覧簿

No.

届出書 受 理 番 号	受理年月日	遺失日時	遺失物件（種類及び数量）		遺失場所	受理処理者	備 考
			現 金	物 品		返還処理者	
	令和 年 月 日	月 日 時 分頃					
	令和 年 月 日	月 日 時 分頃					
	令和 年 月 日	月 日 時 分頃					
	令和 年 月 日	月 日 時 分頃					
	令和 年 月 日	月 日 時 分頃					
	令和 年 月 日	月 日 時 分頃					

遺失物受領書

拾得物受理番号		第	号	遺失物届出書受理番号	第	号		
拾得日時		令和	年	月	日()	午前・午後	時	分
拾得場所								
拾得者	住所							
	氏名							
拾得物件	現金	総額	円					
		内訳	10,000円		枚	100円		枚
			5,000円		枚	50円		枚
			2,000円		枚	10円		枚
			1,000円		枚	5円		枚
	500円			枚	1円		枚	
物品	()点							
<p>上記の物件を受領しました。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 会長 広瀬 寿雄 様</p> <p style="text-align: right;">住所 _____</p> <p style="text-align: right;">氏名 _____</p> <p style="text-align: right;">電話 _____</p>								
本人確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 (No. _____)							
	<input type="checkbox"/> その他 (_____)							
返還担当者								

※太枠内は、受領者が記入してください。

様式第9号

委任状

遺失物の受け取りを下記の者に委任しました。

受任者住所 _____

氏名 _____ 委任者との関係 _____

令和 年 月 日

委任者（遺失者）住所 _____

氏名 _____（自署）

拾得物返還通知書

令和 年 月 日

様

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会
会長 広瀬 寿雄

令和 年 月 日に、あなたから拾得の届け出がありました物件（ ）
は、令和 年 月 日に下記の方に返還いたしました。

あなたには、遺失物法の定めるところにより、下記の方に物件の評価額の5～20%の
2分の1の範囲内で報労金（相当物品）の支払いを請求できます。

下記の方から連絡がありましたら、お互いに話し合ってください。

なお、下記の方には、報労金（相当物品）の支払義務があることを伝えてあります。

記

返還を受けた方（遺失者の同意を得ている事項のみ記載しております。）

住所 _____

氏名 _____

電話 _____

拾得物届出書

下記の物件を拾得したので届け出ます。なお、当実行委員会の住所・連絡先等の告知について同意するとともに、施設占有者にかかる一切の権利を放棄いたします。

令和 年 月 日

下野警察署長 様

住 所 下野市笹原 2 6 番地
 事務所名 いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会
 代表者名 会長 広瀬 寿雄
 担当者名 事務局
 電話番号 0 2 8 5 - 3 2 - 8 9 2 0

No.	物件の種類及び特徴		拾得者の氏名, 住所等	権利等	拾得及び交付日時・場所	備 考
	現金(内訳)	物 品				
1	円		◇氏 名 ◇住 所 ◇電話番号	<input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 失権	◇拾得日時 令和 年 月 日 午 時 分 ◇拾得場所 ◇交付日時 令和 年 月 日 午 時 分 ◇交付場所	
	(内訳)			権利放棄		
	円×			<input type="checkbox"/> 一 切 <input type="checkbox"/> 報労金 <input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 費用請求権		
	円×			氏名等告知の同意		
	円×			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	円×					
	円×					
	円×					
2	円		◇氏 名 ◇住 所 ◇電話番号	<input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 失権	◇拾得日時 令和 年 月 日 午 時 分 ◇拾得場所 ◇交付日時 令和 年 月 日 午 時 分 ◇交付場所	
	(内訳)			権利放棄		
	円×			<input type="checkbox"/> 一 切 <input type="checkbox"/> 報労金 <input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 費用請求権		
	円×			氏名等告知の同意		
	円×			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	円×					
	円×					
	円×					

No.	物件の種類及び特徴		拾得者の氏名、住所等	権利等	拾得及び交付日時・場所	備考
	現金(内訳)	物品				
3	円		◇氏名 ◇住所 ◇電話番号	<input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 失権	◇拾得日時 令和 年 月 日 午 時 分 ◇拾得場所 ◇交付日時 令和 年 月 日 午 時 分 ◇交付場所	
	(内訳)			権利放棄		
	円×			<input type="checkbox"/> 一切 <input type="checkbox"/> 報労金 <input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 費用請求権		
	円×			氏名等告知の同意		
	円×			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
4	円		◇氏名 ◇住所 ◇電話番号	<input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 失権	◇拾得日時 令和 年 月 日 午 時 分 ◇拾得場所 ◇交付日時 令和 年 月 日 午 時 分 ◇交付場所	
	(内訳)			権利放棄		
	円×			<input type="checkbox"/> 一切 <input type="checkbox"/> 報労金 <input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 費用請求権		
	円×			氏名等告知の同意		
	円×			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
5	円		◇氏名 ◇住所 ◇電話番号	<input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 失権	◇拾得日時 令和 年 月 日 午 時 分 ◇拾得場所 ◇交付日時 令和 年 月 日 午 時 分 ◇交付場所	
	(内訳)			権利放棄		
	円×			<input type="checkbox"/> 一切 <input type="checkbox"/> 報労金 <input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 費用請求権		
	円×			氏名等告知の同意		
	円×			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

審議第5号

いちご一会とちぎ国体下野市保険加入要項（案）

1 目的

この要項は、いちご一会とちぎ国体（以下「大会」という。）において、開催準備業務並びに開催期間中（以下「大会期間中」という。）に大会関係者や第三者に発生した事故等に対する補償について、必要な事項を定めるものとする。

2 契約

保険は、いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が、損害保険会社（以下「保険会社」という。）又は社会福祉法人下野市社会福祉協議会（以下「社協」という。）を通じて保険会社と保険契約を締結する。

3 保険内容

実行委員会は、必要に応じて損害保険賠償責任保険及び傷害保険に加入するものとし、保険の対象となる事故は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 損害賠償責任事故

大会期間中等に第三者に対して損害を与え、かつ被害者から損害賠償を求められ、法律上の損害賠償責任を負う事故をいい、損害の種類により次に掲げるものにより分類する。

ア 施設賠償事故

競技会場、練習会場、駐車場、案内所等及び会場内外に設置する看板や仮設物等、実行委員会が所有又は管理運営するものの不備又は運営上の過失から生じた事故により、第三者の生命、身体及び所有物に損害を与え、損害賠償責任を負う事故をいう。

イ 医師等賠償事故

実行委員会が管理運営する救護所等での医療行為及び看護業務等により、第三者の生命及び身体に損害を与え、損害賠償責任を負う事故をいう。

ウ 生産物賠償事項

実行委員会が提供した飲食物に起因して、第三者の生命及び身体に損害を与え、損害賠償責任を負う事故をいう。

エ 受託物賠償事故

大会期間中に実行委員会が借り受け、又は預かった第三者の財物を損壊させたことにより、損害賠償責任を負う事故をいう。

(2) 傷害事故

大会役員、競技会役員、競技役員、競技補助員、競技会係員（市職員は除く）、競技会補助員、医師、看護師等の大会従事者が、大会期間中等の業務、又は当該業務に従事するために、自宅若しくは宿泊所を出てから帰宅するまでの往復途上において

発生した偶然の事故により、生命及び身体に生じた事故をいう。

4 補償金額

補償金額は、加入保険に規定された範囲内により対応する。

5 適用除外

前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事故については、保険の対象としない。

(1) 損害賠償責任事故

- ア 故意による事故
- イ 地震、台風等の天災による事故
- ウ その他保険約款上に定めのあるもの

(2) 傷害事故

- ア 保険対象者の故意による事故
- イ 地震、台風等の天災による事故
- ウ 保険対象者の疾病、心神喪失による事故
- エ 保険対象者の自殺、犯罪行為による事故
- オ その他保険約款上に定めのあるもの

6 事故報告

- (1) 大会期間中等に事故が発生したときは、速やかに実行委員会に事故報告書（様式第1号）を提出するものとする。
- (2) 実行委員会は、前項の報告を受理した場合は、速やかにその旨を保険会社に連絡し所定の手続きを行う。

7 その他

- (1) この要項に定めのない事項は、本契約に係る賠償責任保険普通保険約款、傷害保険普通保険約款、特別約款及び特約条項の定めるところによる。
- (2) この要項に定めるもののほか、保険加入について必要な事項は、別に定める。
- (3) 競技別リハーサル大会における保険加入についても、必要に応じてこの要項を準用する。

附則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

事故報告書

令和 年 月 日

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会
 会長 広瀬 寿雄 様

報告者 _____

事故発生日時	令和 年 月 日 () 時 分頃
事故発生場所	
事故発生状況 (できるだけ詳しく)	

【物損事項の場合】

被害物	被害物名	
	被害状況	
	被害物の写真	有 無
所有者	氏 名	
	住 所	
	TEL	

【傷害事項の場合】

負傷者	住 所				
	氏 名		生年月日		性別
	TEL				
医療機関	住 所				
	名 称		TEL		
	担当医師				
傷害内容	傷病名				
	症状・程度など				

審議第6号

いちご一会とちぎ国体下野市観光・おもてなし実施要項（案）

1 目的

この要項は、いちご一会とちぎ国体下野市観光・おもてなし基本計画に基づき、いちご一会とちぎ国体に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）に対し、本市の観光・文化などの多彩な魅力を紹介するとともに、心のこもったおもてなしを提供するため、必要な事項を定めるものとする。

2 実施内容

(1) 観光

ア 大会参加者等に、本市の観光地や物産品、郷土芸能、自然、歴史及び文化等を紹介するため、観光パンフレットを案内所や競技会場で配布するとともに、ホームページやSNS等で発信する。

イ 大会参加者等に、本市の多彩な魅力に触れる機会を創出する。

(2) おもてなし

ア 関係機関・団体等の協力を得て、接客意識の高揚を推進するほか、競技会係員やボランティア等に必要な研修を行う。

イ 競技会場において、本市の魅力ある食を提供するコーナーを設置し、大会参加者等との交流を促進する。

3 その他

(1) この要項に定めるもののほか、観光・おもてなしの実施について必要な事項は、別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における観光・おもてなしについても、この要項に準じて実施し、競技会の規模に応じて運用する。

附則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

審議第7号

いちご一会とちぎ国体下野市歓迎装飾実施要項（案）

1 目的

この要項は、いちご一会とちぎ国体下野市観光・おもてなし基本計画に基づき、いちご一会とちぎ国体に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者を温かく迎えるとともに、市民の開催機運醸成と歓迎ムードの高揚を図るため、歓迎装飾について、必要な事項を定めるものとする。

2 内容

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会は、関係機関及び団体等の協力のもと、次のとおり歓迎装飾を実施する。

(1) 装飾場所

競技会場、練習会場及びその周辺道路、主要駅、商店街、まちなか、交通拠点、その他必要と認められる場所に設置し、法令に基づく許可等が必要な場合は、当該法令の定めるところにより所要の手続きをとる。

(2) 装飾内容

歓迎看板、横断幕、懸垂幕、のぼり旗、歓迎プランター等を設置する。ただし、景観等に配慮し、華美・過大な装飾は避けるとともに、関係機関、団体及び企業等の協力、市民運動との連携を図りながら、効果的な装飾を心がける。

(3) 装飾期間

歓迎装飾の実施期間は、施設管理者等との協議のうえ、装飾ごとに適切な期間を定める。

3 その他

(1) この要項に定めるもののほか、歓迎装飾の実施について必要な事項は、別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における歓迎装飾についても、この要項に準じて実施し、競技会の規模に応じて運用する。

附則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

審議第8号

いちご一会とちぎ国体下野市案内所設置要項（案）

1 目的

この要項は、いちご一会とちぎ国体下野市観光・おもてなし基本計画に基づき、いちご一会とちぎ国体に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者に対し、観光、宿泊、交通、物産、競技等の案内を行うための案内所の設置及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

2 案内所の種類

案内所は、総合案内所及び会場受付案内所とする。

3 設置場所

- (1) 総合案内所は、関係機関、団体等と協議の上、主要駅等に設置する。
- (2) 会場受付案内所は、競技会場内に設置する。

4 設置期間

- (1) 総合案内所
関係機関、団体等と協議の上、期間を定める。
- (2) 会場内案内所
競技会の開催期間とする。

5 開設時間

- (1) 総合案内所
午前8時30分から午後5時までとする。ただし、いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、必要に応じて開設時間を変更することができる。
- (2) 会場受付案内所
競技開始1時間前から競技終了後30分までとする。ただし、実行委員会は、必要に応じて開設時間を変更することができる。

6 業務内容

- (1) 総合案内所
 - ア 総合案内所の管理運営に関すること。
 - イ 競技日程、会場等の案内に関すること。
 - ウ 交通アクセスの案内に関すること。
 - エ 観光案内に関すること。
 - オ 配布物の管理に関すること。

カ その他案内業務に関すること。

(2) 会場受付案内所

ア 会場受付案内所の管理運営に関すること。

イ 大会参加者等の受付及び案内に関すること。

ウ 競技案内に関すること。

エ 交通、宿泊及び観光の案内に関すること。

オ 障害のある方等への介助誘導に関すること。

カ 配布物の管理に関すること。

キ 迷子、遺失物、拾得物の受付に関すること。

ク その他案内業務に関すること。

7 その他

(1) この要項に定めるもののほか、案内所設置について必要な事項は、別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における案内所設置についても、この要項に準じて実施し、競技会の規模に応じて運用する。

附則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

審議第9号

いちご一会とちぎ国体下野市休憩所等設置要項（案）

1 目的

この要項は、いちご一会とちぎ国体下野市観光・おもてなし基本計画に基づき、いちご一会とちぎ国体に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者に対し、憩いの場、交流の場を提供するための休憩所等の設置及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

2 設置場所

関係機関、団体等と協議の上、競技会場に設置する。

3 設置期間

競技会の開催期間とする。

4 開設時間

競技開始1時間前から競技終了後30分までとする。ただし、いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会は、必要に応じて開設時間を変更することができる。

5 業務内容

- (1) 休憩所の運営管理に関すること。
- (2) ドリンクコーナーの設営及び運営管理に関すること。
- (3) 提供品等の検収及び管理に関すること。
- (4) ふるまいに関すること。
- (5) その他休憩所等の管理運営に関すること。

6 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、休憩所等設置について必要な事項は、別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における休憩所等設置についても、この要項に準じて実施し、競技会の規模に応じて運用する。

附則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

審議第10号

いちご一会とちぎ国体下野市売店設置運営要項（案）

1 目的

この要項は、いちご一会とちぎ国体下野市観光・おもてなし基本計画に基づき、いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が設置する売店の設置及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

2 設置場所

原則として競技会場とする。

3 設置期間

設置期間は、競技会の開催期間とする。ただし、実行委員会は、実情に応じて開催期間を変更することができる。

4 開設時間

競技開始1時間前から競技終了後30分までとする。ただし、実行委員会は、必要に応じて開設時間を変更することができる。

5 出店数、出店位置及び規模

出店数及び出店位置は、実行委員会が決定し、出店規模は1店舗あたり1ブース約20㎡（2間×3間のテント）とする。ただし、実行委員会は出店状況等を勘案し、必要に応じてこれを変更することができる。

6 運営設備等

出店に必要な設備等のうち、次に掲げるものについては実行委員会が準備する。ただし、出店状況等に応じて、実行委員会はこれを変更することができる。

- (1) テント1張（2間×3間）横幕を含む
- (2) 長机4台
- (3) 椅子4脚

なお、実行委員会準備品以外に必要な備品等は、出店者で準備すること。

7 販売品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

(1) 国体関連グッズ

国民体育大会標章又はいちご一会とちぎ国体・いちご一会とちぎ大会のマスコット「とちまるくん」を使用した商品であり、それぞれ公益財団法人日本スポーツ協会又はいちご一会とちぎ国体・いちご一会とちぎ大会実行委員会の使用承認を得てい

るもの。

- (2) スポーツ用品
- (3) 郷土物産品

下野市の名産品として、営業店舗等で販売しているもの。なお、農産物、農産加工品、水産加工品、地酒、菓子などの土産品については、この中に含むものとする。

- (4) 飲食物（アルコール飲料を除く。）

ア 製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等（以下「営業許可施設」という。）において製造されたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、かつ、法令等の規定に基づく適正な表示がなされているものであること。

イ 現地調理品

売店において調理する食品は、簡易な調理、加工のみとし、あらかじめ営業許可施設等において下処理されたものを搬入し、提供直前に加熱調理を行うものであること。

- (5) 授産施設生産物
- (6) 宅配便
- (7) その他実行委員会が認めるもの

8 経費の負担

- (1) 売店の運営に関する経費は、出店者が負担する。
- (2) 出店者は、売店の設置、撤去等に要する経費のうち、実行委員会が定める額を出店料として負担するものとする。
- (3) 前号の規定に関わらず、次のアからエに該当する者については、出店料を免除することができる。この場合、出店料の免除を受けようとする者は、売店出店料免除申請書（様式第7号）を提出し、その承認を受けなければならない。実行委員会は、承認した者に対し、出店料免除決定通知書（様式第8号）を発行する。

ア 県内の福祉施設及び学校活動等によるもの

イ 行政機関等

ウ 災害復興支援特産品等を主たる販売品目として出店する者

エ アからウに掲げる者のほか、実行委員会において特に必要と認める者

- (4) 出店者は、出店料を実行委員会が指定する期日までに指定する口座に振り込むこととする。なお、振込手数料は出店者の負担とする。
- (5) 既納の出店料は還付しない。ただし、出店者の責めに帰することができない理由によるとき、その他特別な理由があると実行委員会が認めたときは、この限りでない。

9 出店者条件

売店の出店者は、(1)の条件のいずれかに該当し、かつ(2)の条件をいずれも満たす者とする。

- (1) 次の条件のいずれかに該当する者

- ア 原則として、市内に店舗を有し、申請時に1年以上営業を継続している者
 - イ 過去の国体において出展実績のある者
 - ウ 国体関連グッズ、スポーツ用品、郷土物産品、飲食物に係る関係団体等
 - エ 授産施設
 - オ 競技団体の推薦があり、実行委員会が必要と認めた者
 - カ その他実行委員会が認めた者
- (2) 次の条件のいずれも満たす者
- ア 各競技開催期間中、本要項で定める開設時間を遵守し、継続して出店できること。
 - イ 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること。
 - ウ 当該出店業務に関する法令等に違反して、過去1年間に営業停止等、重大な処分を受けていないこと。
 - エ 飲食物販売の出店者については、過去3年間に食中毒発生等による行政処分歴がないこと。
 - オ 申請書提出時点において、市税等の滞納がないこと。
 - カ 出店者の役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
 - キ 従業員として暴力団員等を使用し、又は雇用していないこと。

10 出店者運営基準

出店者の売店の運営に必要な基準は、次のとおりとし、実行委員会の指示に従うものとする。

(1) 食品関係売店

- ア 現場で調理を行う出店者は、法令等の基準に従い、保健所の指導を遵守すること。
- イ 食品は、食品衛生関係法令の基準に従い、容器包装などにより汚染防止及び直射日光を避ける等必要な措置を講じ、保管、陳列は衛生的な設備で行い、かつ、食品に表示されている保存方法を遵守し管理を行うこと。
- ウ 早期飲食等を促す旨の看板等を設置すること。
- エ 廃棄物容器は、汚液及び汚臭が漏れないよう常に清潔にしておくこと。
- オ 調理等により生じた廃棄物の処理は適切に行うこと。

(2) その他の売店

取扱品目の内容を明瞭に識別できるように陳列すること。

11 出店申請

出店希望者は、実行委員会が定める期日までに、「売店出店申請書（様式第1号）」、「売

店出店概要書（様式第2号）、「売店従事者及び搬入搬出車両予定表（様式第3号）」、「誓約書兼承諾書（様式第4号）」にその他必要な書類を添えて、実行委員会に提出しなければならない。

12 出店者の選定

実行委員会は、前項に規定する申請があったときには、本要項に基づいて審査し、適当であると認めた者を出店者として選定する。ただし、当該申請をした者が、次のいずれかに該当するときは、実行委員会は当該申請した者を優先して選定し、これによりがたい時は抽選により選定する。

- (1) 売店等の取扱い品目に係る業種別協議会、連合会、協同組合等の団体
- (2) 県内の福祉施設及び学校活動等によるもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実行委員会が適当と認めた者

13 出店許可証の交付

実行委員会は、出店者として選定した者に対して、売店許可決定通知書（様式第5号）を発行する。また、出店料の納付を確認した後、売店出店許可証（様式第6号）を交付する。

14 保健所への手続き

臨時営業許可等を必要とする出店者については、売店許可決定通知書を受け取ったときは、速やかに管轄保険所に必要な届出を行い、保健所の受付印が押された許可申請書等の写しを実行委員会へ提出しなければならない。

15 売店の円滑な運営

- (1) 実行委員会は、現地を巡回して売店の管理運営及び出店者への助言や指示を与えるものとする。
- (2) 実行委員会は、食品関係売店について、保健所の食品衛生監視員による監視指導を、随時受け入れるものとする。

16 売店責任者

- (1) 出店者は、当該従業員の中から売店責任者を定め、売店設置期間中常駐させるものとする。
- (2) 売店責任者に変更があったときは、直ちに実行委員会に報告しなければならない。
- (3) 売店責任者は、実行委員会の指示に従い、当該売店の管理運営にあたらなければならない。
- (4) 食品を取り扱う売店責任者は、調理・保管、販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従業員の指導に努めなければならない。

17 禁止事項

出店者及びその従業員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は管理運営を第三者に委託すること。
- (2) 商品を不当に高額な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売り及び呼び込み販売をすること。
- (4) 競技会場内において指定された場所以外で飲食物の調理・加工をすること。
- (5) アルコール飲料及び危険物を販売すること。ただし、実行委員会が郷土物産品及び土産品と認めたものはこれを除く。
- (6) 許可された品目以外の物を販売すること。
- (7) 拡声器及び音響機器類を使用すること。
- (8) 火気を使用すること。ただし、実行委員会が認めたときは、この限りでない。
- (9) その他、大会運営に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

18 遵守事項

出店者及びその従業員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 実行委員会が交付する売店出店許可証を、店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (2) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは毎日各自で持ち帰り、環境美化に努めること。
- (3) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適切な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (4) 売店の装飾は、販売品を表示する看板等を主体とし、宣伝広告用のものは掲示しないこと。
- (5) 飲食物を販売する売店にあつては、ごみ箱の設置等、容器、食べ残し等を回収する販売方法をとること。
- (6) 実行委員会の許可を受けて火気を使用する場合にあつては、区画内に消火器を設置すること。
- (7) 販売品等の搬入搬出に使用する車両には、実行委員会が別途交付する駐車許可証を見やすい位置に掲示すること。
- (8) 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、大会運営に支障をきたさないよう、実行委員会が指示する時間内に完了すること。
- (9) 服飾は、清潔を心がけ、実行委員会が別途交付するIDカードを着用すること。
- (10) 接客にあたっては、おもてなしの心で親切、丁寧な対応を心がけること。
- (11) 飲食物を販売する売店にあつては、食品衛生関係法令を遵守するとともに保健所の指導に従うこと。
- (12) 天候の悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等の指示を出したときには、その指示に従うこと。
- (13) 従業員の変更、追加、削除等があった場合、直ちに実行委員会に報告すること。
なお、変更、追加の報告の際には、当該従業員の本人確認書類を添付すること。

(14) その他、関係法令等を遵守し、施設管理者、実行委員会の指示に従うこと。

19 管理運営

売店における販売品及び売店備品の管理は、出店者の責任において行うものとし、火災、盗難、その他不可抗力による災害に対しても、実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

20 事故等発生時の対応

売店において、事件若しくは事故等が発生したときは、又は不審者若しくは不審物を発見したときは、売店責任者は、直ちに実施本部又は関係機関に連絡し、その指示に従うものとする。

21 許可の取消し

実行委員会は、出店者が次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに出店許可を取り消し、撤去命令を出すことができる。なお、この場合において、出店者は実行委員会に対して損害賠償及び既に納めた出店料の返還を請求することはできない。

- (1) 関係法令及び本要項に違反したとき。
- (2) 出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請又は不当な手段により許可を受けていたことが判明したとき。
- (3) 保健所からの指示があったとき。
- (4) 前3号で掲げるもののほか、実行委員会が売店の管理運営において不相当と認めたとき。

22 原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状回復をした後、実施本部の検査を受けなければならない。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、実行委員会は当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

23 損害賠償

出店者（従業員を含む。）は、会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。

24 補填及び補償

- (1) 出店者は、収益が得られなかった場合でも、その損害の補填及び補償を実行委員会に請求することはできない。
- (2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む。）等実行委員会が予測できない理由により、出店が中止又は縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等の補償を実行委員会に請求することはできない。

25 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、売店の設置運営について必要な事項は、別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における米店の設置運営についても、この要項に準じて実施し、競技会の規模に応じて運用する。

附則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

(あて先)

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会
会長 広瀬 寿雄 様

申請者住所 _____

商号又は名称 _____

代表者役職名 _____

及び氏名 _____ 印

電話番号 _____

売店出店申請書

いちご一会とちぎ国体において、下野市実行委員会が運営する大会競技会場内に売店を出店したいので、いちご一会とちぎ国体下野市売店設置運営要項第11項の規定に基づき申請します。

記

1 出店希望会場 _____ (競技名: _____)

2 出店期間 令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 ()
※原則として、該当する競技開始日から終了日まですべての出店できること。

3 出店希望形態 テント(2間×3間)1張・その他(_____)

- 4 添付書類 (1) 様式第2号~様式第4号
(2) 営業に関する許可申請済書等の写し
(3) 市税の納税(完納)証明書(写し可) ※市内に店舗を有する場合
(4) 消費税及び地方消費税について未納税額のない証明書(写し可)
(納税証明書その3の2(個人用)又はその3の3(法人用))
(5) 売店責任者及び販売員の本人確認書類
(免許証, パスポートの写しなど公的機関が発行したもの)

※出店申請書は、出店を希望する会場毎に1通ずつ実行委員会へ提出してください。

様式第2号

売店出店概要書

所在地	〒			
商号又は名称				
代表者氏名				
連絡先	[電話]	[FAX]		
出店担当者	[氏名]	[携帯等]		
業種				
主要取扱品目 (該当品目を○で囲んでください)	国体関連グッズ・スポーツ用品・郷土物産品・飲食物 宅配便・その他()			
火気又は燃料等 危険物の使用	有 種類() ・ 無			
国体等出店実績	※実績がある場合は、出店した市町村名を記入してください。			
営業開始年月日	年	月	日	従業員数 人
営業に関して取得した 許可等の種類	種類	番号	取得年月日	
			年 月 日	
過去1年間法令違反等 処分歴の有無	有 ・ 無	過去3年間食中毒発 生事故歴の有無	有 ・ 無	
販売品目価格等一覧表 (書ききれない場合は別紙でも可)				
No.	商品名	予定数量	販売価格	備考(承認番号等)
1				
2				
3				
4				
5				
持込備品一覧 (市実行委員会設営備品以外)				
No.	備品等名称	企画・数量等	持込目的	備考
1				
2				

様式第3号

出店従業員名簿及び搬入車両予定表

会場毎に記入してください。

商号又は名称	
出店希望会場	

1 従業員名簿

責任者等	職名	氏名	備考
出店責任者		ふりがな	
		ふりがな	
		ふりがな	
		ふりがな	
		ふりがな	

※ 出店責任者は、備考欄に当日連絡の取れる電話番号を記入してください。

2 車両予定表

車両の種類	車両ナンバー	駐車場使用	備考
		有 ・ 無	
		有 ・ 無	
		有 ・ 無	

※車両の種類には、「2tトラック」、「軽トラック」等を記入してください。

※搬入・搬出のみに使用する場合は、「駐車場使用」の無に○をつけてください。

※駐車車両は原則1台ですが、会場によっては駐車場を準備できない場合があります。

※ケータリングカーにて販売を行う場合にも、車両サイズ等を記入してください。

3 設営持込備品一覧表（火気を取り扱う場合は、必ず記入してください。）

備品名	規格等	持込目的

※ 各表の行が不足する場合は、行を増やすか用紙をコピーして提出してください。

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会
会長 広瀬 寿雄 様

申請者住所 _____
商号又は名称 _____
代表者役職名 _____
及び氏名 _____ 印
電話番号 _____

誓約書兼承諾書

いちご一会とちぎ国体の売店出店申請に当たり、以下の項目について相違ないことを誓約します。

また、誓約内容確認のため、いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会が本承諾書をもって関係官庁に調査、照会することを承諾します。

- 1 本申請及び許可後の申請に当たり、「いちご一会とちぎ国体下野市売店設置運営要項」を遵守します。
- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同法第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）ではありません。
- 3 従業員として、暴力団員及び暴力団員等を使用し、又は雇用していません。
- 4 出店品目の販売において、法令等に違反して、過去1年間処分を受けていません。また、飲食物を販売する場合、過去3年間食中毒等における行政処分を受けていません。
- 5 その他資格要件にすべて該当していることに間違いありません。
- 6 出店に際して、出店位置や出店時間等の運営方法について、いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会に異議申し立てをしません。

(連絡担当者)

担当者所属： _____
担当者氏名： _____
電話番号： _____
FAX： _____
E-mail： _____

商号又は名称
代表者役職名及び氏名 様

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会
会長 広瀬 寿雄

売店許可決定通知書

いちご一会とちぎ国体において、下野市実行委員会が運営する大会競技会場の売店の出店について、次の内容で決定となりました。つきましては、下記指定口座において、 月 日 () までに出店料の支払いをお願いします。

また、いちご一会とちぎ国体下野市売店設置運営要項第14項に基づき、臨時営業許可を必要とする出店者については、 月 日 () までに保健所の収受印が押された許可申請書の写しの提出をお願いいたします。

記

- 1 出店会場 (競技名:)
- 2 出店許可期間 令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 ()
- 3 出店形態 テント ・ その他 ()
- 4 出店料 円
- 5 指定振込口座

【問い合わせ】

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会

担当：

電話番号：

FAX：

様式第6号

国下実第 号
令和 年 月 日

商号又は名称
代表者役職名及び氏名 様

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会
会長 広瀬 寿雄

売店出店許可証

いちご一会とちぎ国体において、下野市実行委員会が運営する大会競技会内の売店の出店について、下記のとおり許可します。

記

許可番号	
商号又は名称	
代表者役職名 及び氏名	
出店許可会場	(競技名：)
出店許可期間	令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 ()
出店許可品目	
駐車許可台数	台
遵守事項	1 本許可証を売店内に掲示すること。 2 売店設置運営に関しては、いちご一会とちぎ国体下野市売店設置運営要 項及び関係法令等を遵守すること。

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会
 会長 広瀬 寿雄 様

申請者住所 _____
 商号又は名称 _____
 代表者役職名 _____
 及び氏名 _____ 印
 電話番号 _____

売店出店料免除申請書

いちご一会とちぎ国体において、下野市市実行委員会が運営する大会競技会場内における売店出店料について、いちご一会とちぎ国体下野市売店設置要項第8項(3)の規定に基づき申請します。

記

1 出店会場数 _____ (競技名: _____)

2 免除理由 (該当項目の左欄に○を記入)

	県内の福祉施設及び学校活動等によるもの
	行政機関等
	災害復興支援特産品等を主たる販売品目として出店する者
	その他 (_____)

(連絡担当者)

担当者所属: _____

担当者氏名: _____

電話番号: _____

F A X : _____

E - m a i l : _____

様式第8号

国下実第 号
令和 年 月 日

商号又は名称

代表者役職名及び氏名 様

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会
会長 広瀬 寿雄

出店料免除決定通知書

いちご一会とちぎ国体において、下野市実行委員会が運営する大会競技会場内の売店出店料について、下記のとおり免除します。

記

1 免除対象出店会場数 _____ (競技名: _____)

2 免除理由 (該当項目の左欄に○を記入)

	県内の福祉施設及び学校活動等によるもの
	行政機関等
	災害復興支援特産品等を主たる販売品目として出店する者
	その他 (_____)